令和4年第4回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1
応招·不応招議員			
12月12日(月)			
			6
			6
			6
			7
			7
			7
			7
			8
○町政に対する一般	と質問		9
9番 新	井 達		9
12番 宮	原 睦		
6番 常	山 知		
10番 四	方 田		
11番 内	海 勝		3 0
			3 9
○議案第36号の訪	: 朗、質疑、討論	ì、採決	3 9
・議案第36号	皆野町個人情報	设保護法施行	条例の制定について
○議案第37号の訪	?明、質疑、討論	ì、採決	4 1
・議案第37号	皆野町情報公開	引・個人情報	保護審査会条例等の一部を改正する条例の制
	定について		
○議案第38号の説	的,質疑、討論	鼠、採決	4 3
・議案第38号	皆野町職員の名	限に関する	手続及び効果に関する条例の一部を改正する
	条例の制定につ	いいて	
○議案第39号の訪	: 朗、質疑、討論	鼠、採決	4 4
・議案第39号	皆野町職員の定	年等に関す	る条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第40号の訪	: 胡、質疑、討論	鼠、採決	4 6
・議案第40号	皆野町職員の懲	ぬ戒の手続及	び効果に関する条例の一部を改正する条例の
	制定について		
○議案第41号の訪	2明、質疑、討論	鼠、採決	4 7
			日及び休暇に関する条例の一部を改正する条
	例の制定につい		
○議案第42号の訪	: 朗、質疑、討論	鼠、採決	4 8

・議案第42号 旨	皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ	
	いて	
○議案第43号の説明	明、質疑、討論、採決4	9
・議案第43号 ク	公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定	
	たついて	
○議案第44号の説明	明、質疑、討論、採決	0
・議案第44号 旨	皆野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条	
P	例の制定について	
○議案第45号の説明	明、質疑、討論、採決	1
・議案第45号 旨	皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につい	
<u> </u>	T	
○議案第46号の説明	明、質疑、討論、採決 ······· 5	2
·議案第46号 耶	職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について	
○議案第47号の説明	明、質疑、討論、採決 ······· 5	4
・議案第47号 旨	皆野町過疎地域持続的発展計画の策定について	
○日程の追加	6	3
○議案第48号の説明	明、質疑、討論、採決6	3
	令和4年度皆野町一般会計補正予算(第6号)	
○会議時間の延長 …	······································	2
○議案第49号の説明	明、質疑、討論、採決 ····································	3
・議案第49号 イ	令和4年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第50号の説明	明、質疑、討論、採決	5
	令和 4 年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)	
	明、質疑、討論、採決 ····································	6
	固定資産評価審査委員会委員の選任について	_
	明、質疑、討論、採決	6
	人権擁護委員候補者の推薦について	
	告及び上程 ····································	7
	- グンエセ 、質疑、討論、採決 ····································	
	野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	•
	委員会委員長報告、質疑 ····································	8
	会委員長報告、質疑 ····································	
	公安員及報口、 員就 委員会の閉会中の継続調査について	
	現会中の継続調査について ······8	
	オ云中の継続調査について ·······8 オ会中の継続調査について ·····8	
	ガム中の極続調査に フvi C	
	○数子寺の登埕 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	
	8	
○閉 会	8	1

○ 招 集 告 示

皆野町告示第98号

令和4年第4回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年12月5日

皆野町長 柴 﨑 勉

- 1 期 日 令和4年12月12日
- 2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 · 不 応 招 議 員

応招議員(12名)

1番	黒	澤	広	治	議員	2番	横	田	揚	雄	議員
3番	大	塚	鉄	也	議員	4番	林		太	平	議員
5番	宮	前		司	議員	6番	常	山	知	子	議員
7番	若	林	光	雄	議員	8番	大	澤	金	作	議員
9番	新	井	達	男	議員	10番	四大	〕田		実	議員
11番	内	海	勝	男	議員	12番	宮	原	睦	夫	議員

不応招議員(なし)

令和4年第4回皆野町議会定例会 第1日

令和4年12月12日(月曜日)

議 事 日 程 (第1号)

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、諸般の報告
- 1、行政報告
- 1、町政に対する一般質問
 - 9番 新 井 達 男 議員 12番 宮 原 睦 夫 議員 子 6番 常 Ш 知 議員 10番 四方田 実 議員 男 議員 11番 内 海 勝
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第36号 皆野町個人情報保護法施行条例の制定について
- 1、議案第37号 皆野町情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例の制定について
- 1、議案第38号 皆野町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1、議案第39号 皆野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1、議案第40号 皆野町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1、議案第41号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1、議案第42号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1、議案第43号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1、議案第44号 皆野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1、議案第45号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1、議案第46号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について
- 1、議案第47号 皆野町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 1、議案第48号 令和4年度皆野町一般会計補正予算(第6号)
- 1、議案第49号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

- 1、議案第50号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 1、同意第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 1、同意第19号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 1、議員提出議案の報告及び上程
- 1、発議第 5号 皆野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 1、総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑
- 1、産業建設常任委員会委員長報告、質疑
- 1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議決事件の字句及び数字等の整理
- 1、閉会について
- 1、閉 会

午前9時00分開会

出席議員(12名)

1番	黒	澤	広	治	議員	2番	横	田	揚	雄	議員
3番	大	塚	鉄	也	議員	4番	林		太	平	議員
5番	宮	前		司	議員	6番	常	山	知	子	議員
7番	若	林	光	雄	議員	8番	大	澤	金	作	議員
9番	新	井	達	男	議員	10番	四方	ī 田		実	議員
11番	内	海	勝	男	議員	12番	宮	原	睦	夫	議員

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	柴	﨑		勉	副町長	黒	澤	栄	則
会 管 理 兼 会 計 課 長	白	石	純	_	教育長	新	井	孝	彦
総務課長	長	島		弘	み ら い 創造課長	嶋	田	政	則
福祉課長	橋	本	賢	伸	健 と 誤 長	梅	津	順	子
税務課長	太	幡	和	也	参 事 兼 産業観光 課 長	新	井	敏	文
参 事 兼 建設課長	宮	原	宏	_	教育次長	三	橋	博	臣
主公 口 唦 口 山 克	: - ! x								

事務局職員出席者

事務局長 吉 岡 明 彦 書 記 山 田 厳

◎開会及び開議の宣告

(午前9時01分)

○議長(大澤金作議員) ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。 これより令和4年第4回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

 \Diamond

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(大澤金作議員) 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。

なお、地方自治法第121条の規定により、町民生活課長の欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

 \Diamond

◎町長挨拶

○議長(大澤金作議員) 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められております ので、これを許します。

町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴﨑 勉) おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、令和4年第4回皆野町議会定例会を招集しましたところ、ご出席をいただき、開会できますこと、心から御礼申し上げます。

令和4年も残すところあと僅かとなりました。議員の皆様におかれましては、常日頃から地域づくり、 まちづくりに熱心に取り組んでいただき、心より敬意と感謝を表します。

さて、今年も新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた1年となりました。当町においても、今年こそはと期待していた秩父音頭まつりをはじめ様々な行事、イベントを中止せざるを得ない結果となりました。地域行事の多くも中止、縮小を余儀なくされたことと思います。長引くコロナ禍の影響により、伝統、文化の継承が途絶えることが危惧されるところでございます。また、ここに来て第8波が広がりを見せ、秩父地域においても依然として収束が見通せない状況にあります。しかしながら、最近人々の意識にも変化が見られ、少しずつウィズコロナ、アフターコロナにシフトしてきているように感じます。ワクチン接種が進んできていることもあろうかと思いますが、長引く閉塞感の中で人と人とのつながり、地域の文化や伝統を守っていかなければならないとの思いが強くなっているのかもしれません。町としても必要な対策は継続しつつ、ウィズコロナ、アフターコロナに徐々にシフトしながら、より前向きに事業を進めてまいりたいと考えております。

また、ここで皆様にご報告をさせていただきます。先日開催された全員協議会にて、議員の皆様にご説明させていただいたところでございますが、このたび令和5年度からの学校給食費の無償化を方針決定いたしました。これまでも議員の皆様から繰り返し要望いただいてきたところでございますが、町においても現在進めている令和5年度の予算編成に当たり、今後の町全体としての子育て支援策を慎重に検討し、

決定したものでございます。なお、関連議案については、令和5年3月定例会に上程する予定でございま すので、よろしくお願いいたします。

本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり、17件でございます。ご審議を賜り、可決いただきますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

\Diamond

◎議事日程の報告

○議長(大澤金作議員) 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(大澤金作議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

12番 宮原睦夫議員

1番 黒澤広治議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長(大澤金作議員) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの3日間といたしたいと思います。これ にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月14日までの3日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長(大澤金作議員) 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

9月27日、秩父市役所で開催の秩父地域議長会第2回定例会に副議長と出席しました。

月が替わりまして、10月24日、埼玉県県民健康センターで開催の埼玉県町村議会議長会役員会に出席しました。

月が替わりまして、11月18日、秩父地方庁舎で開催の三議連第3回役員会に副議長と出席しました。 次に、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたらお願いします。 10番、四方田実議員。

〔10番 四方田 実議員登壇〕

○10番(四方田 実議員) 10番、四方田実です。秩父広域市町村圏組合議会の報告を行います。

令和4年11月11日に秩父クリーンセンターにおいて全員協議会が開催され、新井達男議員とともに出席をいたしました。議事としては、一つ、令和4年第3回定例会での管理者提出議案の概要の説明、2つ目、防災体験セットの寄附採納について、それから3番目、水道事業の建設投資の状況について、4番目、音楽隊の解散について、いろいろ報告がありました。

続いて、令和4年11月18日、秩父市議場において、秩父広域市町村圏組合議会第3回定例会が開催され、 新井達男議員とともに出席をいたしました。一般質問2名、管理者提出議案4件が審議されました。審議 については、1、専決処分について、2、令和3年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定に ついて、3、令和4年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第1号)、4番目には令和4年度秩父 広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第2回)でありました。

以上、報告をいたします。

○議長(大澤金作議員) 続いて、皆野・長瀞下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

4番、林太平議員。

〔4番 林 太平議員登壇〕

○4番(林 太平議員) 4番、林太平です。令和4年第2回皆野・長瀞下水道組合定例会の報告をいたします。

開催日、令和4年9月21日水曜日、会期は1日。出席議員8人、皆野議員が4名、長瀞議員4名。 管理者提出議案8議案、うち条例の一部改正1件可決されました。決算認定3件、全て認定されました。 補正予算3件、全て可決されました。監査委員の選任1件、同意されました。

以上で報告を終わります。

○議長(大澤金作議員) 監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長(大澤金作議員) 日程第4、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴﨑 勉) 行政報告を行います。報告は2件でございます。

1件目でございますが、令和5年4月1日からし尿処理事業を秩父広域市町村圏組合に移管することに

伴い、事業移管後の渓流園の利用に係る費用負担について、長瀞町と協議し、令和4年11月28日に協定を締結しました。負担割合については、従来折半でございましたが、秩父地域し尿処理事業の統合に関する 覚書に定める統合事務に関わる負担割合と同様に、均等割20%、処理量割80%としております。

2件目でございますが、令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とする皆野町定員管理計画 を策定いたしました。お手元に配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(大澤金作議員) 執行部からの報告が終わりました。

これをもって、行政報告を終わります。

 \Diamond

◎町政に対する一般質問

○議長(大澤金作議員) 日程第5、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、9番、新井達男議員の質問を許します。

9番、新井達男議員。

〔9番 新井達男議員登壇〕

○9番(新井達男議員) それでは、おはようございます。9番、新井達男です。通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

健康志向の高まる中、多くの方が自分に合ったスポーツ施設を利用し、健康管理に努力しておられるこの頃ですが、私は勤労福祉センター温水プールの新たな設備運営について質問させていただきます。皆野町勤労福祉センターは、平成4年6月20日にオープンし、温水プールとして年間を通して多くの皆様方に親しまれています。この勤労福祉センターは、愛称をふれあいプール・ホットと名づけ、老若男女問わず、多くの皆様方の健康保持増進はもちろん、コミュニケーションの場としても気軽に利用できる施設として造られたものと思います。この施設は、一般用プールと子供用プールのほか、採暖室、見学室、会議室、健康器具等を完備しています。小中学生の体育の授業での活用、一般の方々の年齢や技能の発達段階に応じた水泳教室を行っているスポーツ施設ですが、施設も30年を経過し、施設に老朽化が見られ、インフラ整備に経費がかかり過ぎると耳にしますが、老若男女問わず、多くの方が健康志向のために利用している施設ですが、公共施設に経費がかかるからといって、公共施設を閉館したら、何が町に残るでしょうか。

質問に入ります。小学校のプール授業と温水プール利用と今後について。①、プールが現存する小学校 3 校のうち 2 校は施設の老朽化、また他の 1 校は近年の異常気象により外気温、プール水温の上昇の影響で、プールサイドにテントを張っても熱中症の危険があり、従来と同じようなプール授業が行えないこと があると聞きます。町内の小学生に平等にプール授業を受けさせたい、それを実現するには温水プールの 活用が一番ではないかと考えております。今後の温水プールの利活用について、町長、教育長の考えをお 伺いします。

②、今年温水プールも30周年を迎えたイベントが行われました。1つの節目だなと思うのと同時に、温水プールの建物の耐用年数は何年で、この先何年ぐらい使用可能なのかを疑問に思いました。これだと窓

口で聞いて終わりな内容になってしまうので、勤労福祉センター運営委員会では、私も運営委員会委員ではありますが、耐用年数ぎりぎりの何年と、期限を定めての利活用などを計画されていますか。また、建て替え等の考えはありますか。

続きまして、温水プールを利用した介護予防の充実について。①、温水プールでの水中運動は、陸上に 比べ身体への負荷が少なく、介護予防の一環として全国でリハビリを兼ねて実施されています。当町にお いても、水中運動が数年前から行われてきていますが、独り暮らしで移動手段のない水中運動希望の方が いた場合には、町内全域から参加できるように以前のような移動手段を講じることはできないでしょうか。 以上です。よろしくお願いします。

○議長(大澤金作議員) 町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴﨑 勉) 9番、新井達男議員から通告のありました質問事項の1、小学校等のプール授業と温水プールの利用と今後についての②、温水プールの耐用年数、今後の対応についてお答えいたします。

温水プールは、議員からのご質問にもありましたとおり、オープンから30年を経過いたしました。温水プールの存続については、本年6月定例会における宮原議員からのご質問に対する答弁の中で、経年劣化の状況、見込まれる維持補修費、また今後の町民サービスにおける必要性を検証し、皆野町の全体の公共施設の在り方を考えていく中で、その方針を定めていく必要があるとの考えを示させていただきました。

まず、今後の町民サービスにおける必要性でございますが、これまで繰り返し答弁してまいりましたとおり、温水プールは町民の福祉と憩いの場として、また健康増進、教育の場として様々に活用されてまいりました。定年後の地域とのつながり、また病気やけがのリハビリ、世代を超えたふれあいの場などとして、町民の心と体の健康づくりに大きな役割を果たしてきたものと認識しております。当然のことながら、今後の町民サービスにおいてもその必要性は十分に認められると考えております。

しかしながら、現在の施設の状況は、これまで必要に応じて修繕を重ねてきたものの、劣化が相当に進んでおります。施設の耐用年数、あくまで目安の年数ではございますが、38年に近づくにつれて正直に申し上げまして、その安全性を保つことは年々難しくなっているのが実情でございます。また、見込まれる維持補修費でございますが、今後も温水プールとして安全に運営していくためには大規模改修が不可欠で、その費用は概算で1億円と見積もっております。加えて令和3年度、令和4年度の状況を踏まえますと、今後年間4,000万円から5,000万円程度の収支不足が生じる見込みでございます。経費に大きな割合を占めるのは人件費ですが、現状において必要最小限の人員配置としていることから、大幅な削減は困難な状況にあります。

これらのことから、温水プールの運営を通した現在の枠組みでの町民サービスの提供は困難であるとの結論に至りました。ご利用いただいている皆様、様々にお支えいただいている関係者の皆様には、心苦しい限りですが、温水プールとしての運営は終了に向けた検討を始めることといたしました。議員からご質問の趣旨は、温水プールの存続と今後の利用促進と承知しておりますが、町といたしましてもただいまご説明させていただきました様々な状況を踏まえての苦渋の決断でございますので、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(大澤金作議員) 教育次長。

〔教育次長 三橋博臣登壇〕

○教育次長(三橋博臣) 9番、新井議員から通告のありました質問事項1、小学校等のプール授業と温水 プールの利用と今後についての補足的な部分についてお答え申し上げます。

通告いただきました温水プールの今後につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、温水プールとしての運営は終了に向け検討を始めることとなったところでございます。一方で、天候や季節に左右されることなく学校の水泳授業ができることは、温水プールならではの大きなメリットでございます。近年は、議員ご指摘のとおり、外気温が高過ぎることを理由に小学校において水泳授業ができないという事態が生じております。また、各小学校のプールの老朽化により、三沢小学校は令和2年度から温水プールを利用しておりますし、来年度には国神小学校も使用する予定でございます。こうしたことからも、温水プールが水泳授業に果たす役割は非常に大きいところでございますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、あらゆる事情を考慮の上、終了に向けた検討を始めることとしております。今後は、温水プール終了後の小学校の水泳授業をどのように実施していくかについて方策を立て、必要な措置を講じてまいります。

また、学校の利用だけでなく、プールの一般の利用者に対しても体力づくりや仲間との交流、ふれあいの場づくりなど、心と体の健康づくりの面においていかにサポートできるか、利用者の声を聞きながら健康づくり担当課とも連携し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(大澤金作議員) 福祉課長。

〔福祉課長 橋本賢伸登壇〕

○福祉課長(橋本賢伸) 9番、新井達男議員から通告のありました質問事項2の温水プールを利用した介護予防の充実についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘の移動手段を持たない水中ウオーキング教室参加者のタクシーによる送迎は、令和元年度まで実施しておりました。現在この送迎を実施していない理由でございますが、送迎の利用者数と送迎するために要する費用を検討した結果、見直しを行ったものでございます。独り暮らし等で移動手段を確保できない参加希望の方におかれましては、お出かけタクシー制度により対応していきたい考えでございます。また、事業を多くの町民に知ってもらうための周知方法として、町広報紙をはじめ地域の健康体操やサロン活動を行っている団体への呼びかけなど、積極的に行ってまいります。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 9番、新井達男議員。
- ○9番(新井達男議員) 答弁ありがとうございました。終了に向けてということで町長から言われていましたけれども、終了に向けてというのは何年後ということは分かりましたらお願いしたいと思います。
- ○議長(大澤金作議員) 教育次長。
- ○教育次長(三橋博臣) 新井議員のご質問にお答え申し上げます。

今の時点で終了に向けた検討に着手するという方針は決定しておりますけれども、いつというのは明確にまだ決められておりません。ただ、終了の検討に着手をして、そう長い期間置くこともできません。最長でも2年以内というふうに考えているところでございます。

以上です。

- ○議長(大澤金作議員) 9番、新井達男議員。
- ○9番(新井達男議員) ありがとうございます。

温水プールを造るときに町民皆泳という形で決めたと思うのですけれども、小学校の子供たちがこれか

ら熱中症とかいろいろでプールで授業ができないということになると、いろいろ大変なことになるのではないかなと思いますけれども、その点は今後ぜひ温水プールを継続するような方向でもっていければ、終了に向けてという形になると、町のことですから、いろいろ行政のことですから、あまり無理も言えないですけれども、努めていい方向へ検討しながら、終了するのなら終了するという形で、持っていく形は取らないほうにやっていければなというふうに思います。

それで、それはそれでいいとして、あと続きまして介護予防の関係につきましては、以前ジャンボタクシーを使って、確かに金銭的にいろいろ経費がかかるということで、これからお出かけタクシーを利用するということで何かやってもらえれば、また介護予防のほうの参加した人が独り暮らしの人もコミュニケーションができて、非常にいい方向へ持っていけるのではないかなというふうに私は感じています。それをぜひ継続していただければなと思います。これから終了に向けてという大変残念な言葉をいただきましたけれども、またいろいろと検討しながらいい方向へ持っていくようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(大澤金作議員) 次に、12番、宮原睦夫議員の質問を許します。

12番、宮原睦夫議員。

〔12番 宮原睦夫議員登壇〕

 \bigcirc 12番(宮原睦夫議員) 12番、宮原睦夫でございます。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

今日は、大変私にとっては非常にうれしい日でございます。先ほど温水プールにつきまして、町長のほうから廃止の方向だという答弁をいただきまして、私もこの後温水プールについて質問する予定でございましたが、する必要もなくなりました。廃止するということで、町長の決断、また執行部の決断に対し心より私は感謝、お礼を申し上げる次第でございます。ご承知のように、この温水プールにつきましては、造るときには三十数年前になりますが、私もまだ1期の議員でございました。そのときにこの温水プールの建設につきましては議会に1回上程されました。そのときは議会もまだ時期尚早だと、皆野町には合わないということで予算凍結をした経過もあるわけでございます。今日は傍聴席にも浅見洋元議員も当時私と一緒に、この問題には反対した経過があるわけでございます。それから、その後も3代の町長にわたり、私はこの温水プールにつきましては早くやめたほうがいいということで議会に対してお願いをし、また質問してきたわけでございます。そんな中において、今日の執行部の決断には本当に私も涙が出る思いでございます。

そうした中で、やはり町政を運営するに当たって、柴崎町長には4月当選以来、一時休養というような時期はございましたけれども、その後復帰されまして、私も何回となく会う中で、この温水プールについては一刻も早くやめてくれという要望をしてきたわけでございます。こうした給食費の無償、温水プールの廃止、これは皆野町にとってもいまだかつてない非常に重大な事項でございました。最近の皆野町の経過を振り返りますと、まずは大崩への産業廃棄物の問題、その後町村合併、それからこの温水プール等まで非常に重大な問題が何点かあったわけでございます。何としても4月に町長も代わって、柴崎町長は何をするのだというような声も聞かれてきたわけでございます。その中において、まずは学校給食費も無償

にすると、そして今日はこの温水プールを決断されたということに対しては、これからの柴崎町政にとって、私もできる限りのご協力を約束させていただく次第でございます。

前置きはそのくらいにいたしまして、それでは早速本題に入らせていただきます。通告に基づいては、 温水プールを行財政改革の中での一番手に上げたわけでございますが、それにつきましては町長のほうから廃止という答弁がございましたので、議長にお諮りいたしたいと思いますが、私の通告した質問とは答弁が新井議員のときにもうなされてしまったので、変わった角度から関連質問として3点ばかり質問したいと思いますが、議長に関連質問のお許しをいただきたいと思いますが。

- ○議長(大澤金作議員) 関連質問を許します。
- ○12番(宮原睦夫議員) 関連質問をお許しいただきましたので、それでは早速関連質問をさせていただき ます。

この温水プールをなぜ急に廃止の方向に向かったのか。それと、今後廃止の時期、あるいは廃止後の跡 地利用についてはお考えがあるのかどうか、まず最初にお聞きしたいと思います。

行政改革の中の2番目の給食センターの建設についてでございますが、この給食センターを新規に造る という話が出ているわけでございますが、どういう理由で建設をするのか、お尋ねしたいと思います。

また、建設場所等についてもいろいろとご協議していると思いますが、大渕の長生荘がございます。この長生荘は、荒川沿いにし尿処理場がございますが、これの代替としてこの長生荘は造ったものでございます。その後、私もここ1年ぐらい、10日に1回ぐらい長生荘に風呂に入りに行くわけでございますけれども、行ったときに現在の利用者は1日に15名から20名くらい、このうち町外の人が半分以上、町内の人は何人も利用していない状況でございます。これらも考慮する中で、あそこは地形的にも非常にいい場所でございます。長生荘も三、四年前になろうかと思いますけれども、屋根工事等については全部改良されて、新しくなったと思います。あの長生荘を給食センターに改良してできないものかどうか、ぜひ検討していただきたいと思います。そうすれば、現在の予定ですと約6億円からの建設費と伺っていますけれども、半分相当でできるのではないかと思っているところでございます。

また、給食費も小中学生は無償化するということでございます。まして少子高齢化が進む中では、これから皆野町もまだまだ子供が減っていくと思います。そんな中で、この給食センターを建て替えるについて6億円もかけないで、現在の給食センター、これを改良して存続できないものかどうか、それらも含めて、長生荘も含めて、ぜひお考えがあればお聞きしたいと思います。

それと、3番目といたしまして、職員の給与改善についてどのように、6月議会に私も改革して、ラスパイレス指数を上げるようにぜひ取り組んでいただきたいという要望をしてあったわけでございますが、どのような検討をされたのか、お尋ねしたいと思います。職員の給与改善についても、抜本的に思い切って改革しなければ駄目だと思うのです。思い切ってどうですか。2万円から3万円思い切って上げれば、ラスパイレス指数だって私の計算でいくと5ポイントぐらい、5段階ぐらい上に行くと思います。ぜひそういうことも考えて、それは法的にはいろんな難しい点もあろうかと思いますけれども、そういう抜本的なことをやるのも、新しく町長も代わりましたので、ぜひご検討していただけたらと思うところでございます。

次に、2番目の庁舎内の機構改革についてお尋ねいたします。教育委員会の関係でまず最初にお伺いいたしますけれども、やはり私は教育委員会は教育一本でやるのが一番ベターだと思います。実は、三、四年前ですか、文化会館の工事、電気あるいは照明設備の工事で5,000万円予算計上して、予算は通りまし

た。その後、どうもおかしいと私も思いまして、いろいろと調査検討した結果、これはやらなくても済むのではないかということで前の執行部とも協議いたしまして、これはやらなくても済むという結論になりまして、5,000万円予算計上したものだって実施しないで済んだ経過もあるわけでございます。これは何でそういうことになったかというと、教育委員会の工事の設計、あるいは事業等について配慮が足りなかったからしなくてもよいという結論になったわけでございます。

それと、文化会館や温水プールを教育委員会がやってきたわけでございますけれども、これらもいろいる検討した結果、特に温水プールにつきましては廃止の方向だということなので、教育委員会から外れると思います。それで、やはり私の考えとしては、教育委員会は教育を主体とした事業だけやってもらうのがいいのではないかと。工事や事業等については、教育委員会にやらせては無理だと思いますよ、執行部。ぜひその辺のことも今後どうするか、よく考えていただきたいと思います。

それと、みらい創造課について、今までは2階の一番奥のほうにいて、何をやっているのか、よく分からないというのが現状でございました。そこで、今後方針としては、事務所は総務課の前に移ったようでございますけれども、みらい創造課、名前は非常にいいです。何をやっているのかよく分からない。もう一度、私も不勉強で申し訳ないのだけれども、みらい創造課は何をやる課なのか、まずはご説明をいただきたいと思います。

実は、このみらい創造課につきましても、つくるときには県から中島課長を呼んで、みらい創造課をつくったわけでございます。その中において何をやるのかということで私も見守ってきたわけでございますけれども、何ら事業らしい事業は何一つやらなかった。やったのは浅草との交流ということで、浅草との交流を始めたわけでございますけれども、実際は調べてみたらコンサルタントが中に入って、浅草、台東区との交流ではなかったのです。ただコンサルタントに利用されて、交流したのは浅草の一商店だけだった。こんなばかな話ではないでしょう。これも私が、こんなばかな話は駄目だということで当時の執行部に申し上げて、止していただいた。こういう経過もあるわけでございます。せっかく県から中島課長を呼んでみらい創造課をつくってみても、何ら成果を得られないで終わってしまった。今後このみらい創造課についてはどういう改革をして、はっきりした仕事が分かるような体制づくりをしていただきたいと思います。

いろいろ申し上げましたが、庁舎内の改革についてはちょうどいい機会だと思います。新しい町長も来て、これから皆さんとともにひとつ庁舎内の機構についても考えていただきたい。これらについてもどういう考えを持っているか、お尋ねしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○議長(大澤金作議員) 副町長。

[副町長 黒澤栄則登壇]

○副町長(黒澤栄則) 12番、宮原睦夫議員から通告のありました質問事項の1、行財政改革について、③、町職員の給与改善についてどのように検討しているのかについて、また質問事項の2、庁舎内の機構改革についてお答えいたします。

本年9月定例会における林議員からの職員の給与改善に係るご質問に対し、町全体としてのラスパイレス指数は埼玉県下最下位の状況にありますが、若年層採用から年数が浅い職員にあっては、国と遜色ない状況にあると答弁させていただきました。全体的なラスパイレス指数が押し下げられている要因は、主に経験年数10年以上の職員の指数が総じて低いことでございます。その個々の要因は、係長級試験の受験の

有無、合格までに要した期間、入庁前の職歴の有無など様々でございますが、総じて低いということは過去の町の健全財政に重きを置いた人事運用等が影響しているものと考えられます。このことを踏まえ、職員の給与については、その能力と業績に基づく勤務成績の評価に基づくことを基本としながらも、過去の運用による影響等を考慮すべき世代、年齢層について一定の配慮をすることで、現状の能力、業績に見合った適正な水準となるよう改善を図ってまいります。今後より詳細に検証の上、令和5年4月分の給与からラスパイレス指数が100%に近づくよう、段階的に是正を図ってまいります。

次に、質問事項の2、庁舎内の機構改革について、①、教育委員会内の事業について、温水プール運営及び文化会館の管理運営は他の課に移すべきだと思うが、どうかについてお答えいたします。まず、温水プールについては、運営の終了に向けての検討を始めることといたしましたので、引き続き教育委員会にて対応してまいりたいと考えております。

次に、文化会館の管理運営でございますが、ご質問における管理運営とは、改修や維持補修等の工事事業と認識しております。これについても、引き続き教育委員会が主体となり、対応してまいりたいと考えております。ただし、教育委員会のみで事業を進めるのではなく、役場内で最も工事関連の事務に精通する建設課がチェック機関として関わることで、適切な事業執行を担保してまいりたいと思います。これは、教育委員会に限らず、施設を所管する他の課においても同様の取扱いといたします。

続いて、みらい創造課について、何をやっている課なのかよく分からない。廃止なり他の課に入れ改革すべきと思うがどうかについてお答えいたします。みらい創造課については、地方創生、企画について、専門的、集中的に取り組むべく、平成30年4月に新設した課でございます。当時企画部門は総務課内の一担当でありましたが、機能強化を目的に独立の部署としたものでございます。その後、令和3年度に財政担当を統合し、企画部門と財政部門の連携を強化し、現在に至っております。議員からご指摘の所管する業務の内容が分かりづらいとの点については、町長も認識を同じくしており、現在その名称変更に向けた検討を進めているところでございます。業務内容を端的に示す、分かりやすい名称としたいと考えております。

なお、廃止なり、他の課に入れ改革すべきと思うがどうかとのご質問についてでございますが、今後のまちづくりを推進する上で企画財政部門の担う役割はさらに大きくなっていくと考えられますので、独立の部門として継続してまいりたいと考えております。また、今加えて議員のほうから機構改革についてもご提言をいただいておりますが、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(大澤金作議員) 教育長。

〔教育長 新井孝彦登壇〕

○教育長(新井孝彦) 宮原議員のご質問、給食センター建設についてお答えいたします。

給食センターについてでございますが、現在の皆野町学校給食センターは昭和55年に竣工し、築40年以上が経過し、施設設備の老朽化や食物アレルギーへの対応などが課題となっております。そのため新しい給食センターの在り方について、令和2年度から皆野町学校給食検討委員会において検討してまいりました。令和3年3月には、皆野町の新しい学校給食の基本方針を策定し、新しい学校給食センターを整備し、食物アレルギーにも対応でき、安全、安心な給食を提供する施設として今後建設していく方針でございます。

なお、具体的な方向性や進捗状況について、そして先ほど温水プールの関連質問がございましたので、

そちらにつきましてはこの後教育次長が答弁を申し上げます。

○議長(大澤金作議員) 教育次長。

〔教育次長 三橋博臣登壇〕

○教育次長(三橋博臣) 12番、宮原議員から通告のありました質問事項1、行財政改革についてのうち②、 給食センター建設について及び通告に代わって関連質問としていただきましたプールについてお答え申し 上げます。

まず、プールについて申し上げます。関連質問のうち1点目、なぜこの時期にというご質問でございました。ご承知のとおり、温水プールは、本年で開館から30年を迎えました。これを機にプールの利用者増加の取組を改めました。6月の30周年記念イベント、また秋の水泳大会等に取り組んでまいりました。こうした取組を通じまして、新規の利用者の拡大、増加、こういったものが一定程度見られたところでございます。こうした取組を継続していくことで、町民の水泳人口の増加、温水プールの利用率の増加、こういったことに期待を持てる結果となりました。しかしながら、大幅に利用者を増やすというものではございません。今後こういった活動を継続していけば、ある程度期待できるのではないかという結果でございません。まだまだ年数が残されていれば、地道にこうした取組を継続し、一定の効果を積み重ねていくということにも期待が持てたところではございますが、こうした取組を今後継続していくには、施設の老朽化が進行してしまっていたというような状況で、今年の利用者増加の取組の結果と施設の状況を鑑みて、このタイミングで決定をしたものでございます。

また、いつ廃止をするのかというご質問でございますが、先ほど9番、新井議員の質問でもお答え申し上げましたとおり、最長でも2年以内というふうに考えてございます。また、跡地の利用でございますけれども、温水プールとしての運営を終了するということでございます。先ほど9番、新井議員の通告に基づく答弁でも申し上げたとおり、小学校の夏の授業等を確保していくというのは喫緊の課題となってございます。そうしたことから利用の可能性も残されているところでございますので、跡地については現在のところ具体的な予定をしているものではございません。

続きまして、学校給食センターについて申し上げます。学校給食センターの新しいセンターの建設に至った理由につきましては、先ほど教育長が答弁申し上げておりますので、私からは現在の進捗状況と、議員ご指摘の既存施設の活用についてお答え申し上げます。本年度の当初予算におきまして、新学校給食センターの設計委託料を計上したところでございますが、この後ご審議いただきます議案第48号、一般会計補正予算(第6号)におきまして、予算の組替えをしてございます。当初教育委員会事務局におきまして基本計画を作成し、建設予定地の地権者の同意が得られ次第、設計業者の選定、概略設定と進んでいく予定でおりました。しかしながら、基本計画で示すべき設備、建築物の概要等、専門的な知見が必要な部分について事務の遅れが生じておりました。この遅れた部分につきまして、改めて検討しました結果、建築設備設計の専門事業者に委託しなければ順調に進めることが困難との判断に至りました。このことは、本年度の当初予算編成の時点での事務執行の見通しが甘かったと言わざるを得ません。現行の衛生基準に合致し、食物アレルギーにも対応した給食の提供が予定より遅れることについて、議会議員の皆様、町民の皆様、そして何よりも給食を食べる子供たちにおわび申し上げる次第でございます。申し訳ございませんでした。今後専門事業者に基本計画の作成を委託し、設備、建築物の規模等を確定させていく中で、町有地や既存施設の活用も併せて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 12番、宮原睦夫議員。
- ○12番(宮原睦夫議員) それでは、再質問させていただきます。

温水プールの廃止の時期等については、先ほど2年以内という答弁がございました。やはりやめるのだったら、もっと早く、来年4月からやめるとか、1年以内にやめるとか、早いほうがいいと思います。その辺のところもどういうふうに考えているか、もう一度答弁願いたいと思います。

それと、廃止後の跡地利用について、この跡地の利用については今後小中学校で水だけのプールということでの利用、あるいは水泳連盟が水だけの利用に使用するとか、いろんなことが考えられるわけでございますけれども、今後そういった面も含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。

それと、この跡地についても、場合によったらこれも給食センターに変更できないかどうか、検討する 余地はあると思いますので、ぜひその辺のところもお考えいただきたいと思います。

給食センターの建設等については、確かに古くなってきたのは私も承知の上でございます。ぜひ広い角度から今後長生荘、あるいは温水プールの跡地等も含めて検討して、まだ早急に結論を出さなくても、使えるうちはなるべく長く使っていただくことも考えたらどうかというふうに思いますので、その辺の考えもお聞きしたいと思います。

それと、みらい創造課については、先ほど副町長からいろいろ細かく説明をいただきましたが、ちょっと答弁が長過ぎてよく私も酌み取れなかった。今後副町長も答弁をちょっと、今まで長過ぎるので、はっきりした答弁を今後はお願いをしたいと思います。

それでは、再質問に対しての答弁をお願いします。

- ○議長(大澤金作議員) 教育次長。
- ○教育次長(三橋博臣) 宮原議員からの再質問にお答えいたします。

最長でも2年というふうに申し上げたことに対しまして、早く廃止するべきだということでございます。 できれば1年とか、そういう単位でということでございました。そういったご意見も参考にしながら、今 後の取組を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、プールの跡地が給食センターの候補地になるのではないかというご指摘につきましては、そのとおりでございます。何より中学校に隣接した敷地であるということ、これが大変なメリットでございます。面積的には、当初想定している面積よりもかなり狭小でございます。これまでも検討の過程からは、そういった理由で外してきた場所でもございますが、プールの方向性が出たということ、また中学校の地盤面と高低差があることによって、うまく複層構造にすることで収めることができるのではないかなという希望も持っております。ただし、既存施設がございますので、その解体撤去費用も併せ、経済性があるかどうかも検討が必要かというふうに考えております。いずれにしましても、今後業者に基本計画の作成委託をする中で、必要となる面積がかなり詳細、具体的に確定してまいります。これまで狭小という理由で候補に挙がってこなかった町有地等も含めて、建設可能性を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

- ○議長(大澤金作議員) 12番、宮原睦夫議員。
- ○12番(宮原睦夫議員) 職員の給与改善について再質問し損なったので、また改めてお聞きしますけれども、先ほど申し上げました月額二、三万円相当の増額を考えて、ラスパイレス指数の改善、あるいは新しい職員が皆野町に入っても四、五年で辞めてしまう人数が多過ぎる。これは、やはり待遇の問題、恐らく給与の問題が私は一番当たるのではないかと考えています。その辺のところはどうに考えているか。思い

切って二、三万円上げたらどうですか。どうにだってなるのだから。原資は、温水プールを止すだけだって5,000万円も出るのだから。そういうことこそ改革すべき点ではないのですか。

- ○議長(大澤金作議員) 副町長。
- ○副町長(黒澤栄則) 12番、宮原議員からの再質問にお答えを申し上げます。

まず、給与の改善でございますが、一律に2万円から3万円というお話でございますが、やはり給与を 定める基準の上で、また個々の事情がかなり異なっておりますので、一律にというよりも、同様の基準で 上げていく、額ではなく、同様の基準で上げていくということが一番正しいやり方かなと思っております が、ただこれまでも改善するという形でいろいろ取り組んでまいりまして、指数のほうはしっかりと過去 から比べますと改善してきているというふうに考えておりますが、もう少し踏み込んで数値のほうの改善 が図られるように、令和5年4月から取り組んでまいりたいというふうには思っております。

また、その財源の関係でございますが、プールを取りやめれば、その財源が十分充当できるのではないかということでございますけれども、職員の給与改善だけでなく、今町では柴崎新町政の下、令和5年度の予算編成に向けて様々な新しい取組も検討しておるところでございます。そういったところにも必要な財源等が見込まれておりますので、そういった部分もしっかりと見定めながら、政策的な優先順位づけの中で職員の給与改善もしっかり図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 12番、宮原睦夫議員。
- ○12番(宮原睦夫議員) いろいろありがとうございました。これから柴崎町長におかれては体調管理には十分気をつけて、これから皆野町をしょっていっていただくわけでございます。私も80過ぎましたが、これからまだまだ政治に、町政に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ぜひひとつ私も柴崎町長に対しましてははっきりといいことはいい、悪いことは駄目だと申し上げて、協力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。
- ○議長(大澤金作議員) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時31分

○議長(大澤金作議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(大澤金作議員) 次に、6番、常山知子議員の質問を許します。 6番、常山知子議員。

〔6番 常山知子議員登壇〕

○6番(常山知子議員) 6番、常山知子です。通告に従い一般質問を行います。 まず初めに、なかなか収まらないコロナ感染症、終わりの見えないロシアのウクライナ侵略、円安を契 機として天井知らずの物価高で、私たちの生活は逼迫しています。その上、働く人の賃金は上がらず、年金は削減され、10月から75歳以上の医療費窓口負担が2倍化されました。また、大変な介護職場をよそに、厚生労働省の審議会は来年度の制度改定に向けて議論を行っています。検討課題とされているのが、介護保険料の値上げや支払い年齢の引下げ、要介護1、2の生活援助などの保険外し、介護利用料の原則1割負担から2割、3割負担の対象拡大、ケアプランの有料など様々な検討がされています。もしこのような給付削減が実施されれば、必要な介護を受けられない事態や生活破壊がますます深刻化します。

さて、岸田首相は、ロシアのウクライナ侵略に乗じて、2023年度から5年間の軍事費の総額を43兆円とする方針を示しました。その軍事費拡大の財源として、幅広い税目による国民負担が必要として、国民への大増税を視野に入れています。例えば軍事費増税分の5兆円を暮らしに使えば、教育なら大学授業料や小中学校の給食費を無料にできます。年金なら受給者全員に1人12万円を今の年金に加えて支給できます。医療なら、公的保健医療の自己負担1割から3割をゼロにできると東京新聞が試算しました。大事な税金をどう使うか。ミサイルや兵器を増やすのでは、平和な日本、そして世界は生まれません。大事な税金は暮らしに使う。その姿勢が求められます。

それでは、質問に入ります。第1番目は、危険な防火水槽の対策を。蓋のない危険な防火水槽について調査をし、安全な状態にすることが必要と考えます。区長、消防団の人たちの協力も得て、危険な防火水槽がどこにどのくらいあるのか調査をし、計画を立てて、順次水を抜き、埋め戻し、安全な状態にすること、その考えをお聞きします。

2つ目は、高齢者への補聴器購入費助成について。現在全国の自治体で住民の要望に応え、補聴器購入費の助成を実施しているところが増えています。当町においても町民の要望に応え、補聴器購入費助成を行う考えをお聞きします。また、住民健診に聴力検査を取り入れる考えはありますか。

3番目として、公共交通検討委員会設置の進捗状況について伺います。今年の6月議会で、協議の場の 設置に向け検討していくという答弁でした。その後、どのような検討が行われているか、お聞きします。 以上です。

○議長(大澤金作議員) 総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長(長島 弘) 6番、常山知子議員から通告のありました質問事項1の危険な防火水槽の対策を 及び質問事項3の公共交通検討委員会設置の進捗状況についてお答えいたします。

まず、質問事項1についてお答えします。蓋のない危険な防火水槽について調査し、安全な状態にすることが必要と考えますというご指摘でございますが、町内には258基の防火水槽があり、確実な数字ではございませんが、30基足らずの蓋のない防火水槽があります。全て10立方メートル級未満から20立方メートル級までのものでございます。昭和40年からは、40立方メートル級で整備しておりますので、かなり老朽化も進んでいます。この対策につきましては、毎年春に消防団各分団が山林パトロールの一環として防火水槽の点検をしておりますので、そこで老朽化した蓋のない防火水槽を特定し、町で確認の上、危険度の順位づけをし、各行政区の意向を確認しながら、限られた財源の中で順次対策を講じてまいりたいと考えております。幸いにもこれまで蓋がないことによる大きな事故も起きておりませんが、消防団、行政区と連携しながら、防災力を高めてまいりたいと考えます。

次に、質問事項の3についてお答えします。令和4年第2回定例会において、常山議員から公共交通の 見直しについての一般質問があり、町長が地域公共交通会議を含めた協議の場の設置に向け、その具体的 な手法等について検討してまいりますと答弁しております。 7月下旬には、執行部と職員との政策推進に係る意見交換会議を行い、町長から町営バス、スクールバス、高齢者の買物、通院等を総合的に検討し、今年度から地域交通計画の策定に取り組むことと指示がありました。その後、複数回、庁内関係部署の職員で打合せ会議を行ったところでございます。この中では、関係機関や利用者の意見を聞き取り、町営バスの路線再検討、スクールバスの混乗、お出かけタクシーの見直し、公共交通空白地域での取組等々協議してまいりました。そして、様々な協議の上、施策の重要性を勘案し、関係機関や利用者の方の意見を取り入れたとしても、職員だけで拙速な案を策定するより、専門的なノウハウを持つコンサルタントに委託し、そこで利用者の方の意見も取り入れたほうが、より実効性があるという結論になりました。このため令和5年度当初予算にその委託料を計上すべく、現在先進地の情報収集を行いながら、その事務を進めております。

以上でございます。

○議長(大澤金作議員) 福祉課長。

〔福祉課長 橋本賢伸登壇〕

○福祉課長(橋本賢伸) 6番、常山知子議員から通告のありました質問事項2の高齢者への補聴器購入費助成についてのご質問のうち1番、助成を行う考えをのご質問にお答えします。

高齢者の補聴器購入費助成に関しましては、令和5年度予算編成の中で他事業との優先度等を踏まえ、 検討してまいります。

以上でございます。

○議長(大澤金作議員) 健康こども課長。

〔健康こども課長 梅津順子登壇〕

○健康こども課長(梅津順子) 6番、常山知子議員から通告のありました質問事項2、高齢者への補聴器 購入費助成についてのうち、2番目の住民健診に聴力検査を取り入れる考えはありますかについてお答え いたします。

加齢性難聴が認知機能の低下、抑鬱、社会的孤立などの要因であることは、多くの調査、また研究で報告されており、超高齢社会における課題の一つであると認識しております。住民健診に聴力検査を取り入れることについてですが、住民健診の目的は主に生活習慣病の発症や重症化予防であるため、国で定めた検査項目にも聴力検査は含まれておりません。住民健診に聴力検査を導入するには、医療機関に聴力検査に対応できる設備があるか、具体的には検査機器や聴力検査が可能な検査室があるか、また検査に対応する職員が確保できるかなど様々な課題があります。そのため、現時点では検査項目に聴力検査を導入することは考えておりませんが、今後秩父郡市医師会をはじめ健診委託医療機関である皆野病院とも協議し、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 6番、常山知子議員。
- ○6番(常山知子議員) それぞれ答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、最初の危険な防火水槽の対策をということで、防火水槽の258基のうち30基が蓋のないものだということを答弁されましたが、今年の9月議会で町内に危険な防火水槽がどのくらいあるのかという質問について、課長はつかんでいないという答弁でした。それでは大変だということで、ぜひそれをつかんでいただいて、調べていただいて、危険な防火水槽、どこにどのくらいあるのか、そういうことで調べてい

ただき、そこを対応していただきたいと、そういう思いで私はこの質問をしたわけです。そして、秩父消防署北分署によりますと、40トン規模のコンクリートや鉄の蓋がある防火水槽については時々見回りをして、管理をしているが、8トン規模、私が言っている小さい、本当に危険な防火水槽なのですけれども、8トン規模の金網の蓋の水槽については把握していないし、使うつもりもないということを北分署は話をしていました。ですから、こうした蓋のない危険な防火水槽というのはもう役割は終わっているわけです。そうではないでしょうか。

そして、このような防火水槽、事故はなかったと言っておりますけれども、腐り切った水で、衛生面でも安全面でも私は問題があると思います。近所の人に聞きますと、本当に夏場はボウフラが湧いて困っていると、そういうことも言われています。今までは事故がなかったかもしれないけれども、事故が起こってからでは遅過ぎです。ですから、もう調査をしてあるのでしたら、計画的に安全な状態にするということではないでしょうか。もう一度どうですか。

- ○議長(大澤金作議員) 総務課長。
- ○総務課長(長島 弘) 6番、常山知子議員の再質問にお答えいたします。

先ほど私は30基足らずと、数は確実な数字ではございませんがという話を申し上げたつもりなのですけれども、把握している限りで30基程度、足らずであろうということで申し上げました。また、今現在でも水が衛生上よくないという面も聞こえておりまして、これまで昨年度、2基ばかり防火水槽に蓋をかけた経緯もございます。それと、ある地域では網の蓋にあえて変えてくれということで、網の蓋に更新した箇所もございます。さらにある地区では、中に金魚等を飼っているので、蓋をしないでくれという防火水槽もございました。様々な状況がございますので、先ほど申し上げたとおり、消防団の山林パトロールの中で場所を特定しまして、今後整備を順次進めてまいりたいと思います。ただし、数を減らすということは、それだけ防災力が弱まることでございますので、小さくて北分署は使わなくても、消防団のほうは使用しますので、そのことはご認識いただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 6番、常山知子議員。
- ○6番(常山知子議員) でも、ほとんどどろどろの腐ったような水で消火活動ができるのでしょうか。私 は、それは疑問だと思います。

それで、やはり順次これからそういう蓋のない防火水槽を調べて、そして順位をつけて対策を取っていってほしいと思います。こうした意見は、区長会の中でも出ていると私は伺っております。ぜひ区長会の意見も尊重していただいて、事故のない安全な状態にする。そして、この小さい防火水槽、金魚を飼うのだったら違うものにしてくださいと町から言ってください。そういうことはできないのですか。金魚飼うので残してくれというところがあるということを今おっしゃったのですけれども、そういうふうに活用する方もいらっしゃるということです。どうなのでしょう。

- ○議長(大澤金作議員) 総務課長。
- ○総務課長(長島 弘) 6番、常山議員の再々質問にお答えします。

金魚を飼っているところというのは、やはりボウフラとかが湧くということが理由で金魚等を飼っているようでございます。そのために蓋をしないでくれということが、個々の特定の場所からはございました。 そこの箇所については以上でございます。

○議長(大澤金作議員) 6番、常山知子議員。

○6番(常山知子議員) ありがとうございました。ぜひ町民の声を大事にして、やはり少しずつでいいですから、この蓋のないものをしっかりと計画を立てて、順次安全な状態にしていただきたいと思いまして、次に行きます。

2番目の補聴器購入費助成についてなのですけれども、先ほど課長からの答弁で、令和5年度の予算編成の中でやっていくということでもう一回確認させていただきたいのですけれども、どういうふうに。答弁として。令和5年度にこの補聴器助成を予算編成につけるということですか。

- ○議長(大澤金作議員) 福祉課長。
- ○福祉課長(橋本賢伸) 6番、常山議員の再質問にお答えいたします。

補聴器の助成の購入費補助につきまして、令和5年度予算編成の中で他の事業と比較検討する中でその優先度等を検討いたしまして、実施できるかどうか、この辺りを検討してまいるということでございます。 以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 6番、常山知子議員。
- ○6番(常山知子議員) 分かりました。

この質問は、令和2年6月、そして令和3年の9月のそれぞれの議会で私は質問をしてきました。今までの答弁とはちょっと今回前進したのかなと思うのですが、町単独の支援については考えていない、研究をしていきたいという答弁でした。高齢になり、耳の聞こえが悪くなり、大変苦労しているということを聞きます。認知症との関係でも、その原因の一つに難聴が挙げられています。9月議会でも私はその件については発言をしました。日本認知症予防学会理事長で鳥取大学の浦上教授によりますと、認知症は12のリスク因子があり、認知症の4割はこのリスク因子を減らせば予防できるということが分かってきたと言っています。そのリスク因子として一番高いのが難聴なのです。そのほかに高血圧だとか、それから糖尿病、それから運動不足だとかいろいろあるのですけれども、12のリスク因子です。そして、そのリスク因子として一番高いのが難聴。その予防は、ご存じのように、補聴器を使うことです。しかも、聞こえにくさを感じたら早めに使うことが大事だということを言われています。

現在コロナ禍が続いて、特に高齢者はマスク越しで会話が聞き取りにくくなっているのです。補聴器は買えば、以前も言いましたが、数十万円もかかります。ここにチラシがあるのですけれども、私チラシが入ってくるとよく見るのですが、片方の耳だけでも20万円から30万円もします。そして、専門家による調節が必要だし、自分に合う補聴器になるまで時間がかかる人もいます。必要性は分かっていても、高価で買えない人もいると話に聞いております。そして、こんな声もあるのです。白内障の手術には保険が適用されています。だけれども、補聴器購入にも保険が適用されたらいいのにね。そんな声を聞いています。認知症を予防するためにも、早期に補聴器を使うことができるように、ぜひ来年度の予算編成の中で最優先度として取り扱っていただきたいと思います。いかがでしょうか、もう一度。課長。

- ○議長(大澤金作議員) 福祉課長。
- ○福祉課長(橋本賢伸) 6番、常山議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、令和5年予算編成の中で他事業との優先度等を踏まえ、検討してまいります。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 6番、常山知子議員。
- ○6番(常山知子議員) それで、現在住民の要望に応えて補聴器購入の助成を実施している自治体が増え

ています。去年7月現在では35の自治体でしたが、今年の10月末では114市区町村が助成を実施しています。114市区町村です。秩父市も始めたと聞いています。私全国の年金者組合の大阪のほうの人が、全国の補聴器の助成をしている市町村とか、そういう実施している一覧表を取り寄せました。新潟県では90%の自治体が助成を実施しています。それぞれの自治体で助成内容は違っています。例えば何歳から助成するのかとか、また助成する金額も違います。そして、その一覧表を見ると2万円から5万円程度が一番多いように思います。しかし、港区では13万7,000円の補助が出ると聞きました。例えば単純に計算して5万円を年間20人の人に助成した場合でも予算は100万円で実施できるわけです。ぜひ研究しながら、この次の予算に反映していただきたいと私は思います。

次に行きます。住民健診の聴力検査ということで、補聴器購入費助成とも関連しますが、40歳を過ぎると聴力が衰えると言われています。自分では気づきにくい難聴の早期発見が大事になってきます。この早期発見の必要性を課長、どう考えますか。

- ○議長(大澤金作議員) 健康こども課長。
- ○健康こども課長(梅津順子) 6番、常山議員の再質問にお答えいたします。 早期発見、早期治療ではないですが、早期に補聴器をつけるということは、高齢者の生活の質を向上するという意味では意味があるものだと考えております。
- ○議長(大澤金作議員) 6番、常山知子議員。
- ○6番(常山知子議員) 高齢者の生活にも本当に響いてきますし、私は早期発見というのはとても大事だと思っています。しかし、聴力検査だけやろうというので、なかなか病院には行かないと思うのです。人間ドックでは聴力検査を行っていますが、住民健診では聴力検査の項目はありません。先ほどの答弁では、なかなか難しいということですが、設備だとか、そういうことも様々な課題があるということですが、ぜひ秩父郡市、医療の関係のほうで検討していただいて、取り入れるようにしていただきたいと思います。それで、この質問の最後なのですけれども、町長にお聞きしたいのです。この補聴器購入助成、そして

それで、この質問の最後なのですけれども、町長にお聞きしたいのです。この補聴器購入助成、そして 住民健診の聴力検査の実施について、町長はどう考えますか。

- ○議長(大澤金作議員) 町長。
- ○町長(柴﨑 勉) 6番、常山知子議員からの再質問にお答えいたします。

この聴力の問題は、本人だけではなく、周りの家族の方、よく聞こえなければ話しかけなくなっていくような、そういう傾向もあります。私も高齢の親と一緒に住んでいる中でそういうことを感じておりますので、この聴力、こういった補聴器をしっかりつけて、コミュニケーションを取っていくということは非常に大事だというふうに考えております。しっかりこの辺、次年度の事業の中で検討を進めたいと思っております。

以上です。

- ○議長(大澤金作議員) 6番、常山知子議員。
- ○6番(常山知子議員) ありがとうございます。しっかりと次の予算の中に反映していただきたいと思います。補聴器によって、安心の音の世界、自信の持てるコミュニケーションが取り戻せれば、健康寿命の延伸にもつながるのではないでしょうか。

次に行きます。次は、公共交通の検討委員会の設置でいろいろと検討をされていて、打合せもやっている。しかし、これから取り入れたとしても、コンサルタントの方たちの専門家の意見も聞くということなのですけれども、私はそれも大事だと思います。しかし、どのようなメンバーで構成されているのかお聞

きしたいのですけれども、追加としてその検討委員会にもし委員会をつくるのでしたら、希望する町民の参加もぜひ考えていただきたい。そして、町民の具体的な声を聞いてもらいたいのです。例えば地域ごとに町民に集まってもらって、公会堂とかに。どんなところがこの地域は不便なのか、この地域はどういう乗り物があったらよいのか、今困っていることは何なのかなど、ぜひ聞いていただきたい。地域に入って、もちろん執行部です。地域に入って、町民の声を聞く考えはありますか。ぜひ今この検討委員会を設置しているメンバーと、それから検討委員会に町民の参加を募集するのか、そして地域に入って町民の声を聞いていただきたい。その辺について答弁願います。

- ○議長(大澤金作議員) 総務課長。
- ○総務課長(長島 弘) 6番、常山知子議員の再質問にお答えいたします。

現在地域公共交通会議というものを要綱によって定めておりまして、各委員さんはその名簿になるのですが、その中に住民の代表という方はおります。今後コンサルタントに委託する中で、その中でアンケート調査をやったり、住民の方の意見を吸い上げるようにしたいと思います。ご指摘のように、各地域に入ってということでございますが、町長からもエリアごとに公共交通会議を考えなければいけないよというご指示をいただいておりますので、そういう機会を今常山議員のご質問を参考にさせていただきながら、エリアごとに地域公共交通を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 6番、常山知子議員。
- ○6番(常山知子議員) 私もこの間、ずっと議員になってからこの公共交通、改善してくださいという質問を何回も行いました。その中で本当にいろんな地域、違うのですよ、やっぱり。バスが通っているところ、通っていないところ、バス停から離れているところ、それから皆野駅から離れている人たち、町の中の人たちでも今公共交通困っているのです。そういうことで、ぜひエリアごとに町民の声を、本当にこの町の公共交通をよくしていく、改善していくのでしたら、ぜひ皆さんのところに足を運んで、声を聞いていただきたい。ぜひそれはお願いしておきたいと思います。

そして、その後の私の想定では、専門家や検討委員会の中で協議をして案をつくるとします。そして、何回も何回も実証実験を行って実行するということになると思うのですけれども、やっぱりそんな1か月や2か月、1年や2年ではできないかもしれません。そして、今までの現在の公共交通やお出かけタクシーを利用することになります。それで、6月議会でもお尋ねしましたが、すみません。これは通告にはないのですけれども、1つだけ聞かせてください。お出かけタクシーの利用券については、タクシーの半額ではなく、利用者本人に任せること、このことについては現在どのような考えでいらっしゃいますか。

- ○議長(大澤金作議員) 福祉課長。
- ○福祉課長(橋本賢伸) 6番、常山議員の再質問にお答えいたします。

お出かけタクシーの使用額半額でなく、利用者に委ねることについてというご質問でございますけれど も、今後進められる町の公共交通の在り方の検討内容を踏まえ、検討してまいりたい、このように考えて ございます。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 6番、常山知子議員。
- ○6番(常山知子議員) ぜひこれは何回も何回も私も質問していることです。もういいではないですか。 一定の金額をその地域に住む人のタクシー券を渡したら。その人が1回で全部使おうが、半額って。1回

で全部使ってもいいのではないですか。それによって住民も、町まで出ていきたい、出ていこう、あそこまで行ってみようという気持ちにもなるのです。タクシーの半額だといっても、やはり金額は住民にとって、お年寄りにとって本当に高いのです、タクシーの半額でも。ですから、それをもらったタクシー券をどう使おうが、どう使おうがと言うと言い方が悪いかもしれませんけれども、本当に全額今日はタクシー券を全部使って町まで行こう、今日は半額で行こうか、それはもらったその人に任せる。そのくらいやってもいいのではないかと私は常々思っております。ぜひその辺も町で検討して、検討、検討なのですけれども、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後になりますが、住民、町民からも、議会や町に地域公共交通の充実を求める要望書が出ていると思います。ぜひこれからも町民のためのまちづくりを行っていただくよう要望して、私の質問を終わります。 ありがとうございました。

○議長(大澤金作議員) 次に、10番、四方田実議員の質問を許します。 10番、四方田実議員。

〔10番 四方田 実議員登壇〕

○10番(四方田 実議員) 10番、四方田実です。令和4年も残すところ3週間となりましたが、令和4年は後世歴史に残る年になるのではないかと思います。世界では、ロシアとウクライナの戦争勃発、そして国内では安倍元総理が選挙運動中に凶弾に倒れ、その後旧統一教会と政治家の関係が連日報道されました。

そんな中で、本年は柴﨑新町長が誕生いたしました。少子高齢化、人口減少、コロナウイルスと大変逆風の中ですが、新町長には新しい風で町政運営に当たっていただきますよう期待をしております。また、傍聴席の皆さんは、年末の大変お忙しい中をお出かけいただきまして、傍聴いただきましてありがとう。

前置きはそんなことにして、これからの教育環境についての整備について、通告に基づきまして4点にわたって質問させていただきます。まず、1点目、町立幼稚園についてお伺いいたします。令和4年度から令和7年度に向かって、今後議案第47号に出てきますが、皆野町過疎地域持続的発展計画が立案されましたが、その中で令和7年の人口を8,620人と見込んでおります。そして、本町の出生は平成28年に56人生まれて、令和3年、去年は37人でありました。5年前と比べて19人減、率にして34%の減となっております。今現在皆野幼稚園の園児は、3歳児13人、4歳児14人、5歳児13人の40人と聞いております。今生まれた子供が令和3年なり4年なりの子供が、3年たつと3歳児として園児となるわけですけれども、このときに3年後になりますと、園児が激減すると予想されています。こういったことがあるのですが、これに対して何か方策がありましたらお伺いいたします。

2点目、小学校の再編についてお伺いします。平成14年に日野沢小学校、平成25年に金沢小学校が国神小学校と統合されました。その後、平成27年に三沢小学校と皆野小学校との統合が計画をされましたが、そのときは突然の提案によって地域の理解が得られずに不調に終わっております。それで、児童数なのですけれども、過疎地域持続的発展計画、先ほど申しました発展計画の中の教育振興と現況と問題点ということで、ちょっと抜粋したところを読みますが、少子化の影響で一部の小学校では複式学級の編成に要する状態になっています。複式学級は、2学年を1教室にて1人の教職員がそれぞれ学習内容の異なる教材の授業をすることになります。きめ細やかな個に応じた教育による児童理解と学力向上の担保の困難、そ

れから働き方改革、負担軽減の推進されている中で教職員の負担が増し、教育の質が低下するなどの問題点が生じると。また、一方学校施設において、築年数が40年を超える施設が増加し、不具合や放棄する施設設備が多くなってきています。児童生徒の安全な学習環境の整備を重点課題とし、ICT化など多様な学びに対応できる学習環境の整備に取り組むというようなことが書かれております。

それで、今の児童数ですが、これは出生しているのを推計したわけですけれども、今後の児童数の推計です。これは、皆野小学校が令和3年には304人いて、3年後、令和7年には259人、5年後、令和9年には244人でマイナス60人です。それから、国神小学校は令和3年に75人いたところが、3年後の令和7年には44人になります。そして、令和9年、5年後には36人です。そして、三沢小学校においては、令和3年に34人いたところが、令和7年には22人、そして5年後の令和9年には17人と推定されています。今の半分です。こういった状況の中で、先々を見て教育環境の整備、再編、統合ということについて何かお考えがありましたらお伺いします。

それから、3点目、中学校の将来についてお伺いします。今令和4年の4月1日現在ですが、生徒数が1年生86人、2年生71人、3年生83人の240人です。これが3年後に令和7年になりますと209人になります。5年後の令和9年には176人になります。こういう中学校の現状ですけれども、これが今から13年たつと、小学校を卒業して中学に入るわけですけれども、それが大体令和3年には37人しか生まれていませんから、これがずっといくと37人しか中学に入らないということを考えますと、今後40人ずつ生まれていっても、令和16年ごろには120人以下、今の240人の半分以下。うっかりすると100人を切るかもしれません。こういったことで、先々のことは難しいと思いますけれども、教育環境の整備、またこれは難しいことかもしれませんけれども、何かお考えがありましたらお伺いいたします。

それから、4点目、皆野高校についてお伺いします。皆野高校は、7月14日、県教育局より秩父高校と皆野高校の統合案が公表され、その後パブリックコメントの結果も公表されました。9月定例会では、町は皆野高校と秩父高校の統合については、現時点では引き続き県立高校4校の存続を要望することを基本に、関係市町と連携の上対応を進めてまいりますという答弁がされていますが、今後もその方向で統合に反対して存続を求めていっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、4点について質問いたします。

○議長(大澤金作議員) 町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴崎 勉) 10番、四方田実議員から通告のありました質問事項の1、これからの教育環境の整備 についての④、皆野高校についてお答えいたします。

皆野高校については、議員からのご質問にもございましたとおり、本年7月14日に公表された魅力ある県立高校づくり第2期実施方策案において、秩父高校と皆野高校の統合が示されました。その後、8月18日を期限に県民コメントが実施され、10月27日にその結果が公表されたところでございます。8月6日に皆野高校で実施された埼玉県教育局による魅力ある県立高校づくり第2期実施方策案学校関係者説明会において、県教育局の担当者から県民コメントはあくまで新校の特色として加えるべきものがある場合には考慮するが、統合を取りやめる、また統合の枠組みを変えることはないとの見解が示されたとおり、統合に反対する、統合先を見直すべきとの意見も複数寄せられましたが、反映されることなく、第2期実施方策は決定されました。

ちちぶ定住自立圏としての方針は、現時点では引き続き県立高校4校の存続を要望することとしており

ますが、県教育局の方針が決定された事実も踏まえ、今後の議論の場において統合も想定した議論を提案してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長(大澤金作議員) 教育長。

〔教育長 新井孝彦登壇〕

○教育長(新井孝彦) これからの教育環境の整備について、四方田実議員のご質問にお答えいたします。 町立皆野幼稚園につきましては、本年度園児数は40名で、園長のリーダーシップの下に魅力ある幼稚園 づくりに取り組んでおります。園のよさは、感性を育む体験活動を充実させ、たくましい園児の育成に取 り組んでいるところでございます。これをベースにして、小中一貫した教育を充実させてまいります。し かしながら、議員ご指摘のように、出生数の減少による入園児の減少が予想されます。今後町を挙げて子 育てや幼児教育の在り方を考えていかなくてはならないと思っております。

小学校の再編につきましては、本年度三沢小学校の児童数は29名で、複式学級となっております。校長を先頭に保護者、地域の皆様と連携し、小規模のよさ、強みを生かしながら、学校の魅力化に取り組んでおります。とりわけコミュニティースクールとして学校運営協議会の地域の皆様のご尽力のおかげで、豊かな教育活動が展開されております。しかしながら、今後の児童数はさらに減少していく見込みです。学校規模の適正という観点から、重要な課題と受け止めております。肝腎なことは、子供たちのために学校教育の在り方はどうあるべきなのかということでございます。保護者、地域住民の皆様の様々な意見をお聞きする機会をつくるなど、共通理解を図りながら、学校の再編、統合について検討してまいる所存です。

中学校の将来像につきましては、皆野中学校の本年度の生徒数は240名で、今後は緩やかに減少し、令和9年度頃に200人を割り込む見込みです。学級数は、現在7学級、今後しばらくは6学級編制を維持し、その先は単級の編成になることも考えられます。皆野町唯一の中学校として、小規模の中でもいかに教育を充実させていくか、しっかりと考えてまいります。

- ○議長(大澤金作議員) 10番、四方田実議員。
- ○10番(四方田 実議員) なかなか先のことですから、ああします、こうしますということは言えないことは無理もないことなのですけれども、先々本当に見えているのです。幼稚園にしても、もう既に町内の保育園なんかも定員割れしているということも聞いていますし、皆野の広報に、皆さんご存じでしょうけれども、認定こども園の長瀞幼稚園の広告が載っているのです。皆野の広報に長瀞幼稚園の宣伝が、広告が載っているというようなことは、もう既に子供の引っ張りっこが始まっているのです。引っ張りっこという言い方は適切かどうか分かりませんけれども、近隣のところからも来い、来いというのが始まっているので、それが去年が37人しか生まれていないで、令和4年もまだ終わっていませんけれども、予想からするとこのコロナの関係なんかで出生も少なくなると。これが3年後になれば、それしか人がいないのですから。そんな中で今幼保一体とかいうことが言われていますから、いっそのこと幼稚園は廃止してしまって、未就学児は全部町内の保育園や認定こども園等にお任せをして、幼稚園を廃止するというようなことも考えていくことが必要になってくると思う。

それで、今年の幼稚園の予算、今年が幼稚園費として6,497万円かかっているのです、幼稚園費が。これ人数がどんどん、どんどん減っても固定的にずっとかかってしまって、恐らくずるずるいくと思うのです。それで、子供は少ないと、奪い合いということが予想されると思うのです。そういった予算もだらだらいくことよりも、今のこれからの学童保育所や放課後子ども教室、そういったものがありますので、そ

ういった予算に振り替えていくようなことも考えたほうがいいのではないかと思いますけれども、そういった点について何か感じることがあるか、お考えがあるか、お伺いします。

- ○議長(大澤金作議員) 教育次長。
- ○教育次長(三橋博臣) 四方田議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど教育長が答弁で申し上げましたとおり、現在皆野幼稚園では40人の子供に対して小中学校義務教育9年間につながるベースとなる皆野町の子供を育てております。そうした教育方針にご賛同いただく方にご入園いただいているというふうに考えております。幼保の一体化というのは当然避けて通れない部分であると考えてございますので、教育長が答弁で申し上げたとおり、町全体として皆野町の子供をいかに育てていくかということを考えていく時期には来ているというふうに感じております。しかしながら、小中義務教育につながる皆野町の子供づくり、子育てという意味では、幼稚園の果たす役割は大きいというふうに考えておりますので、今後もそういった考えの下、幼保の一体化等も検討していきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(大澤金作議員) 10番、四方田実議員。
- ○10番(四方田 実議員) 言わんとすることは分かるのですけれども、それは文科省の言うことで、また 厚労省の言うことと違うのと同じような感じになっています。保育園だって6年間の教育はしっかりして いますし、幼保一体ということも今おっしゃっていたので、それはもう早急に考えて、そうでないと、みんな子供も保育園も認定こども園もこれからやっていけなくなると思うのです。そうすると、どちらかが 縮んでいくということが考えられますので、みんな幼稚園に来てしまったら、保育園に行く子がいなくなってしまって、保育園が潰れてしまうと。そんなようなこともこれからだと考えられる時期に来ていますので、その辺は両方立つようなことも考えないとなかなか。 どちらかがやめていくようなことにもなるかと思いますので、その辺もよく考えながらやっていただきたいと思います。

続いて、2番目の小学校については、なかなかいつ統合しますとか、統合しないとか、そういうことは言いにくいかと思うのですけれども、これはもうほかの町村や何かもどんどん先のことを考えて、例えば近隣の町では横瀬でも芦ヶ久保と横瀬が一緒になるし、長瀞町でも第一小学校と第二小学校が令和6年にはもう統合する。小鹿野にしても、この間も新聞に出ていましたけれども、長若小、両神小、三田川小と小鹿野で4つで統合することが決まっているのです。先々考えてみると、国神小学校だって令和3年に75人いたのが、今から5年後、令和9年には36人になるのです。これ半分です。それから、三沢小学校も先ほどは29人と言いましたか、今年は。令和3年には34人いたのですけれども。令和9年になると17人です。そして、この令和9年に三沢小学校に入学する子は1人です。令和9年に三沢小学校に入学する子が1人。同級生なし、ドッチボールもできません。こういう状況なので、忙しいのではないかと思うのです。だから、これは急なことはできないから、また平成27年に失敗した経緯もあるから、そこは慎重にやるべきですけれども、よく地元、あるいは関係者と早いうちにいろんな説明をしながら理解を得られるということが必要ではないかと思います。

それで、どことどこがというのもあるけれども、実際になると令和3年に、去年ですね、304人、皆野小学校にはいまして。全部では417人いたのですけれども、令和9年、この5年後には297人、それで5年後には全部合わせても今の皆野小学校よりも少ないという私の試算があるのですけれども。だから、教室が余ってしまいますね、1つにしても。そういう状況なので、これは早めにやらないと行政の怠慢ではな

いかと言われかねないと思いますので、その点も考慮したらいかがかと思いますが、どんなふうにお考えですか。

- ○議長(大澤金作議員) 教育長。
- ○教育長(新井孝彦) 四方田実議員の再質問にお答えいたします。

町の小学校3校とも150周年という大きな節目を迎えます。明治5年の学制の翌年に開校した学校だと思いますから、それぞれの歩みを振り返ったり、それからその存在意義であるとか、いろんなことを子供たちも含めて地域の方々が振り返る重要な年であるかと思います。ただ、今議員ご指摘のような課題もありますし、個々の小学校というよりも、皆野町全体の学校教育、中学校も含めた学校教育というものを総合的に検討していかなければならないと私は思っております。検討委員会なのか、あるいは個々に地域の方にお聞きするのがいいのか、その辺も含めて来年度には具体的な話を検討材料に入れてやっていきたいと。その中で三沢小学校であるとか国神小、あるいは皆野小とか具体的な校名も出ましたけれども、計画性の問題もありますし、いろんなことを考えていかなくてはならないと私は考えています。

以上です。

- ○議長(大澤金作議員) 10番、四方田実議員。
- ○10番(四方田 実議員) おっしゃるとおりに、全体的を考えてということですけれども、今地域の人と話し合ってということがありましたけれども、それは早急にしないと、来年からやりますなんていうことも。すぐにでも検討していただいて、さっきの開校の話は大体どこの学校も同じですから。日本中のどこの学校も同じですから、学制が明治6年に始まったというのは、三沢も日野沢も金沢もみんなそうだった。だから、それはそれで考えてもらわなくてもいいのだけれども、日本中の学校もそうですから。だから、そんなことでできればもうすぐにでも検討に入るということは、一遍にいかないので、過去に失敗した例も突然言ったので、駄目になったのだけれども、徐々に早いうちに検討委員会なり推進委員会なりをつくって、地元の方々と話し合いながら、よりいい編成にしていきたいと思いますが、これはお願いですけれども、そんなようにお願いしたいと思います。

次に移ります。中学校はもう本当に大変です。先のことですから。できるだけいい学校にしていただき たいと思います。

それから、4番目の皆野高校についての答弁をいただきましたけれども、町長言っていましたように、パブリックコメントも済んで、地元の教育関係者等もみんな説明について、地元の関係者たちはしっかりそれを受け止めて、教育現場では皆野高校も令和6年には募集もしないということも固まっているのです。生徒を募集しないのですから、もう。そんなことはもう分かり切っているわけなので、これに対していつまでも反対して要望するなんていうことは、町にとって大きなマイナスになるかと私は思っています。だから、これは早めに県の原案を受け入れて、協力もして、次のアクションを起こしていただきたいと思っています。

そこで、統合された後には、跡地もできることでしょうけれども、この跡地についても町長は経済界に大変大きな人脈もあって、早稲田大学との交流もあると聞いていますし、こういったことで企業誘致や、それから大学のキャンパス誘致とか、人口減少に向かっているのですから、雇用を促進する施設や人と人との交流を増すというような政策を取っていただきたいと思っております。町長のアイデアでいいお考えがありますか、町長にはちょっとお伺いしたいです。

○議長(大澤金作議員) 町長。

○町長(柴崎 勉) まだアイデアレベルでございますけれども、いろいろ今後のことは1市4町のコンセンサスを得た上で検討を進めてまいりたいと思いますけれども、地元から高校がなくなるということは、町にとってはピンチでございますけれども、これをチャンスに変えられるようなことは町にとっては必要かと思います。そういったことをしっかり検討してまいりたいと思います。 以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 10番、四方田実議員。
- ○10番(四方田 実議員) 来たるべき人口減少は決まっているのですから、決まっていると言っては変ですけれども、予想されるわけですけれども、ますます人口が減ってくる中で、跡地についてもしっかりした人口を増やすといいますか、雇用を生むというようなこととか考えていただいて、町長の人脈も使って一生懸命そちらに進めていただきますことをお願いして、私の質問を終わります。大変ありがとうございました。
- ○議長(大澤金作議員) 次に、11番、内海勝男議員の質問を許します。 11番、内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

- ○11番(内海勝男議員) 議長に冒頭にお願いしたいのですが、恐らく12時を回る可能性がありますので、 議長で判断していただきまして、例えば私の質問が終わった時点で休憩に入ってもらうとか、そういった ことについて。
- ○議長(大澤金作議員) 答弁のほうは午後でもよろしいですね。
- ○11番(内海勝男議員) よろしくお願いしたいと思います、その辺の判断は。

今までの方からもお話がございました。今年も余すところ20日足らずとなりましたが、町長からもお話がございました挨拶の中で、コロナウイルス感染症、収束どころか第8波の感染拡大状況にあろうかと思います。ここ数日、新規感染者は全国で13万人前後、重症者は350人を超え、死者は連日220人を超えています。秩父地域におきましても、ここ数日、1市4町の中で3桁を超える、そういった感染者数になっているかと思います。こういった中で、政府としては集中治療室の増床など医療体制の整備を徹底的に行って、重症患者や死者を減らす、減少させる、そういった対策に全力を注ぐべきだというふうに思っております。また、長引くコロナ禍に加えて、急激な円安等で輸入物資の高騰、それに伴う食料品や電気、ガス、灯油など、生活関連物資の大幅な値上げ等々、勤労大衆の暮らしにとって一段と厳しい年末になっているかと思います。

他方、企業はこの間非正規雇用などによる人件費削減や法人税の減税等々により、2022年3月末の内部留保は585兆円と言われています。大企業だけでも317兆円と過去最高を更新していると。また、コロナ禍にあっても、企業の内部留保は前年に比べ34兆円も増やしています。そして、今年度は円安の影響等も加わり、上場企業の9月中間決算の純利益合計額が21兆円を超えて過去最高、このように報道がされておりました。しかし、岸田首相は、成長と分配の好循環に新しい資本主義と言いながら、法人税や高額所得税の増税には一切触れておりません。その一方で、次世代にツケを回す膨大な赤字国債に頼る財政運営を続けているかと思います。

また、社会保障の財源のためとの口実で、この間消費税は10%まで引き上げ、国民負担を強めておきながら、今日に至っては歴代自民党政権が抜本的な少子化対策を怠ってきた。その結果でもある生産年齢人口の減少や現役世代の減少を理由にしまして、高齢者の年金や後期高齢者医療、また介護保険などを改悪し、社会保障費の削減をさらに進めようとしております。その一方で、先ほど常山議員からも言われたのですが、岸田首相は2023年度から27年度の5年間の防衛費、軍事費ですが、これを約43兆円に増やし、5年後の防衛費をGDP比2%、約11兆円に増やそうとしております。国民生活にとって欠かせない社会保障を削減、改悪し、軍事費は2倍化を図るなど、憲法無視の大軍拡路線を許してはならない、このように思っております。

一方、2021年の雇用の実態は、非正規労働者が2,064万人で、雇用者の4割に迫り、年収200万円未満の労働者が1,768万人、ここ25年間、労働者の平均賃金は低下し続け、名目賃金さえ回復しておりません。こうした実態は、若い人たちの結婚をしたい、子供を持ちたいとの願望にも大きな影響を与えており、2021年の出生者数は統計市場最少の81万1,622人、今年は80万人を下回る見込みのようです。若い人たちが夢や希望を持ち、安心して結婚し、子育てのできる賃金や労働条件、生活環境の改善を国策として抜本的に進めない限り、少子化人口減少に歯止めがかからないし、持続可能な社会構築にはつながらないと思います。

皆野町におきましても、先ほど来からも出ておりますが、2021年の出生者数は37人と過去2番目に少なく、今年の見込みは過去最少の34人にとどまりそうです。こうした状況下、私は平和な地域社会の中で、健康で安心して働き、少子化や人口減少に歯止めをかけ、少しでも地域の活性化を図り、生活や福祉の充実、そして持続可能な地域社会の実現を望んでおります。

そこで、通告の2項目について質問を行いたいと思います。1項目めの来年度予算編成と過疎地域持続的発展計画について、その1点目ですが、来年度の予算編成の基本的視点と今議会で議案第47号として提案されている皆野町過疎地域持続的発展計画との関連について1点は質問したいと思います。

2点目ですが、柴崎町長になって初めての新年度予算編成になろうかと思います。そういった中で、その重点施策や新たな施策についてお聞きしたいと思います。

2項目めのマイナンバーカードと行政運営についてであります。政府は、2023年3月末までにほぼ全国民にマイナンバーカードの交付を目標にしていますが、今年6月末の交付率は約45%であったようです。そこで、総務省は6月末、マイナポイント第2弾、1人最大2万円分のマイナポイントの付与に合わせ、マイナンバーカード交付申請書を郵送してきております。また、先日も総務省、地方公共団体情報システム機構から12月末までにマイナンバーカードを申請すると、最大2万円分のマイナポイントがもらえますとのおとり文句で交付申請書が再度郵送されてきております。しかし、国民が必要性を感じていないことから、交付開始から7年近い10月時点での交付率は約50%、このように言われています。そこで、政府は現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一体化する、そうした方針を打ち出しております。

そこで、何点か質問に入りたいと思います。 1 点目なのですが、マイナンバーカードの取得はあくまで 任意でありますが、皆野町の現在の取得率はどのくらいか。

2点目になりますが、政府は令和2年度の全国民への特別定額給付金の支給時の混乱等を理由にして、 行政のデジタル化の遅れを指摘し、マイナンバーカードの普及促進を図ってきていると思います。

そこで、マイナンバーカードを取得する住民が少ない、取得率が低いということですが、少ないと行政

運営上大きな支障を来すことがあるのか。昨年度から今年度にかけて、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、1世帯10万円ですか、皆野町においては約1,000世帯に給付がされたかと思います。そういった中で、カード取得の多少によって行政運営に支障を来すことがあったのか、この点についてお聞きしたいと思います。

3点目になりますが、マイナンバーカードは利便性以上に個人情報の流出や漏えい、また不正利用等のリスク、危険性が指摘されております。こうした中、政府は現行の健康保険証を2024年秋に廃止して、マイナンバーカードと一体化するという事実上のマイナンバーカードの義務化を打ち出しました。これに対して、マイナンバーカードの取得は任意としているマイナンバー法との関係や、全国の医師、歯科医師でつくる全国保険医団体連合会、会員は約11万人の組織のようですが、この連合会は保険証で安心して受診できる国民皆保険制度を守るべきと表明し、政府方針の撤回を求めております。こうした政府の事実上のマイナンバーカード義務化に対する町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長(大澤金作議員) 内海議員に申し上げます。

答弁は午後1時から始めたいと思いますが、よろしいでしょうか。 では、暫時休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時01分

○議長(大澤金作議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。 町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴崎 勉) 11番、内海勝男議員から通告のありました質問事項の1、来年度予算編成と過疎地域 持続的発展計画について及び質問事項の2、マイナンバーカードと行政運営について、③、健康保険証を 廃止し、マイナンバーカードに一体化するという政府方針に対する町長の考えはとのご質問にお答えいた します。

まず、質問事項の1、①、来年度予算編成と皆野町過疎地域持続的発展計画との関連についてでございますが、本年4月、皆野町は令和2年国勢調査の結果に基づき、過疎地域に指定されました。他の地域に比べ、活力が低下している地域として指定されたことは誠に残念なことではありますが、国では過疎地域の持続的発展を支援するため、元利償還金の7割を交付税措置する過疎地域対策事業債など手厚い支援措置を設けております。ただし、この支援措置を受けるためには、過疎地域持続発展計画を議会の議決を経て定めることとされていることから、この後ご審議をいただきます議案として当該計画案を上程させていただいているところでございます。過疎地域持続的発展計画は、総合振興計画等の地域振興に関する計画や公共施設等総合管理計画との整合性を保ちつつ、私が掲げる施策も反映させた計画であることから、今後の予算編成において柱となる計画と考えております。

次に、②、新年度予算編成における重点施策、新たな施策等でございます。目指す姿、笑顔あふれる町、 誇りを持てる町、若者が戻ってくる活力と魅力あふれた町の実現に向け、最重点施策として3つの事業、 地域公共交通の見直し、学校給食費の無償化、学校給食センターの建設推進を挙げております。また、5 つの柱として、1、豊かな経済と活力ある町づくり、2、未来を拓く人を育む町づくり、3、安心で安全な町づくり、4、健康で心豊かな町づくり、5、持続可能な町づくりを掲げております。

1番目の豊かな経済と活力ある町づくりでは、ドローンの活用を推進します。関連事業者と観光面に限らず、防災面でも連携を図るほか、職員の資格取得も進め、様々な場面で活用し、町の情報発信、強化、 充実を図ります。

- 2、未来を拓く人を育む町づくりでは、皆野町のふるさと教育としてみなの学を推進します。また、ヤングケアラー問題等への対応、不妊治療費の助成の充実を図ります。
- 3、安心で安全な町づくりでは、今後さらに大きな課題になると見込まれる空き家の有効活用、危険家屋化の防止を推進します。また、み~な公園等に防犯カメラを設置し、安全性の向上を図ります。
- 4、健康で心豊かな町づくりでは、今年5月に開催されたトレイルランニング等の新しいイベントの誘致のほか、町民のウオーキング促進、花のあるまちづくりを推進します。また、従来の一流の文化芸術体験事業を発展させる形で年に複数回、異なるジャンルでのワンコインステージを開催したいと考えております。
- 5、持続可能な町づくりでは、自然エネルギーの活用、自然循環の取組を推進します。また、持続可能な町づくりには、環境や資源分野の取組に加え、社会的、文化的に形成された性別にとらわれず、誰もが平等かつ自由に行動できるまちづくりが必要であることから、ジェンダーフリーの実現に向けた取組を進めます。なお、それぞれの項目における具体的な事業、また私の考えるそのほかの事業については、現在各課で検討を重ねているところでございますので、令和5年度当初予算をご審議いただく際にしっかりとご説明させていただきたいと思います。

最後に、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化する政府方針に対する町長の考えはとのことでございますが、デジタル社会の実現に向けて本人確認書類としての利用、各種行政手続のオンライン申請等に活用できるマイナンバーカードは有効なツールであり、その普及促進、また健康保険証の一体化等の取組は必要なものと考えております。

以上でございます。

○議長(大澤金作議員) 総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長(長島 弘) 11番、内海勝男議員から通告のありました質問事項2のマイナンバーカードと行政運営についての①の皆野町の取得率及び②のマイナンバーカードを取得していないと行政運営上問題が生じることがあるのかについてお答えいたします。

まず、皆野町の取得率につきましては、令和 4 年11 月末で3, 911 枚、取得率42.3%でございます。なお、申請ベースでありますと4, 736 件、51.2%でございます。 1 年前と比較しますと、件数で1, 211 件、率で約13.6 ポイント上昇しております。

次に、マイナンバーカードを取得していないと行政運営上の問題が生じるかについてでございますが、マイナンバー制度は行政の効率化、国民の利便性の向上、公平、公正な社会実現のための社会基盤であると総務省は広報しているところでございます。今後自治体DX、デジタル化が進展していくことによって、オンライン申請などにマイナンバーカードを取得している場合は住民の方のメリットも大きいと考えられますが、現段階では行政運営上、マイナンバーカードを取得している、していないでの差はないものと思料されます。しかし、近い将来においては、事務の省力化が図れない、事務の円滑化が図れないなど、行

政上の問題が発生するものと認識しております。また、現段階においても、一部の国庫補助金につきましてはマイナンバーカードの取得率を採択要件としているものもありますので、それらの補助金を活用し、 行政運営していくことになりますと、少なからず影響があるものと考えられます。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 11番、内海勝男議員。
- ○11番(内海勝男議員) 1項目め、来年度予算編成と過疎地域持続的発展計画についての関係なのですが、 柴﨑町長になって初めての新年度予算ということで、最重点施策ですか、3項目上げられているかと思う のですが、その1点目なのですが、地域公共交通の見直しについてですが、午前中も常山議員等からも質 問をされているのですが、ダブる関係もあるかと思うのですが、今までこの地域公共交通の見直しについ ては6月議会なり、そういったところで町長のほうから検討委員会も設けていきたいというような答弁も されている中で、ダブったような質問になってしまうのですが、今までどのような検討がされてきている のか。

そして、来年度、具体的にはどのような施策といいますか、公共交通見直し等を含めて、例えば乗合タクシーなり、デマンドタクシーなり、そういったことを含めて、来年度どのような施策を検討しているのか、この点について最初にお聞きしたいと思います。

- ○議長(大澤金作議員) 総務課長。
- ○総務課長(長島 弘) 11番、内海勝男議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの午前中の一般質問の常山議員の場合と同様の答弁になってしまうかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。町のほうでは、現在内部の職員におきまして町営バスが同じ路線を走っているというような状況もございます。空白な区間であります、いわゆる皆野駅から大浜の方面、あるいは金崎の方面等、そのほうの路線の再検討も考えております。また、先ほどの午前中の、これも一般質問に関連いたしますが、小学校が、児童生徒が減っていく中で、スクールバスの混乗、これを先進地で取り組んでいるところもございますので、そのようなことも検討しております。また、先ほど来のお出かけタクシーの利用方法、また学区等についても費用対効果等を検討してございます。

その中で、何といっても公共交通空白区間というのでしょうか、町長からもエリアごとにこれは考えなければならないことだと強いご指示をいただいておりますので、ここの地域ではどういうことが最適なのかということを内部では検討してございます。しかしながら、なかなか専門的な知識を有さないと答えが出ないところでございますので、職員の中ではそのような形から来年コンサルに委託をして、その中で町の意見ですとか、町民の方の意見ですとか、そういうものを吸い上げた形で計画を作成していくことの結論に達しております。すぐに公共交通会議という形ではなくて、その下の段階で懇話会等を設けて、広く皆さんのご意見を吸い上げられるようなことがあれば、そのようなことでより実効性のある計画を策定してまいりたいと思っています。長いスパンで物事を考えまして、先ほど来、一般質問のときも申しましたが、拙速でまたすぐに見直すということがないように、腰を据えて取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 11番、内海勝男議員。
- ○11番(内海勝男議員) 拙速に進めると、また途中で見直しをしなくてはならないというような心配もあるみたいなのですが、いずれにしましても高齢者が増えていく中で、免許証を返納する、そういった高齢者もこれからますます増えていく状況にあろうかと思います。

そういった中で交通弱者をなくすと、そういった視点から町営バスの運行コースの見直しとかあろうかと思うのですが、それはそれとして、それ以外の地域のところに例えば乗合タクシーとか、あと一番いいのはやっぱりデマンドタクシーだというふうに思います。地域事情とか、そういったこともあろうかと思うのですが、やはり個別に対応できる、そういった形ではデマンドタクシーが一番いいと思いますし、特に山間地域等については効果があるのではないかなというふうに思っています。それらも含めまして、いずれにしましてもどこの地域に住んでいても利用しやすいというか、交通弱者の方が利用しやすく、それは料金も含めてなのですが、そういった公共交通といいますか、交通弱者をなくすと、救うと、そういった立場から、そう何年も検討するということではないと思いますが、できる限り早くそういった施策が導入できるよう、ぜひ来年度含めて早急に検討といいますか、施策が実施できるように進めていただきたいというふうに思います。

それと、学校給食の無償化も最重点施策ですか、これに入っているかと思うのですが、これにつきましては町長午前中の冒頭の挨拶の中でも触れていただきました。この間、議会の中でも何人かの議員からも、給食費無償化の要望が出されてきておりましたし、私もこの間、子育て支援としての学校給食の無償化ということで要望を上げさせていただいた経過がございます。この無償化につきまして、12月5日の議員全員協議会の中で町長のほうから説明がされていますし、また本日の町長挨拶の中でも触れられておりますが、ダブるような形になろうかと思うのですが、この無償化の方針決定に至った経緯なり、また無償化する目的といいますか、子育て支援とか、そういったことが目的になろうかと思うのですが、再度簡単に経緯と目的についてお聞きしたいと思います。

- ○議長(大澤金作議員) 副町長。
- ○副町長(黒澤栄則) 11番、内海勝男議員からのご質問にお答えをいたします。

学校給食費無償化の検討の経緯でございますけれども、これまでも申し上げてきたとおり、子育で支援、これを全般的に眺めた上で優先順位を検討して定めさせていただきたいということで進めてまいりました。そして、令和5年度の予算編成を進める中において、その結論に至ったというものでございます。また、いわゆる皆野町の抱えております課題、こちらは少子高齢化というのが大きな課題となってございますけれども、その少子高齢化の本質的な要因というのは少子化であるというふうに思っております。そして、この少子化、これは保護者の皆様の経済的な将来にわたっての不安、そういったものが大きいのかなというふうに考えております。実際令和元年度だと思うのですが、総合戦略を策定する折に実施いたしました町民の皆様へのアンケート、この中においてもやはり将来的に子育てが不安な理由としては経済的な部分、そして今後に望む施策に関しても子育てに対しての経済的な支援をお願いしたいという回答が最も多い回答となっていた部分も踏まえまして、そしてさらに議会議員の皆様からも繰り返しご要望をいただいてきたという経緯も踏まえまして、このたび決定をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 11番、内海勝男議員。
- ○11番(内海勝男議員) ありがとうございました。町長からも5日議員全員協議会、その場での説明をされたときに、子供たちの発育なり発展に重要な要素である食といいますか、給食、これは町が全面的に支援することで、安心して子育てができるまちづくりの推進、そういった立場から無償化の方針を決定したと、こういった説明がされておりました。こういったことで、来年度から小中学校になると思いますが、無償化を決定していただいたことに対して、私からもこの間しつこいようにこの問題には取り上げてきた

経過もございますので、来年からの施策実施ということに対して評価をさせていただきたいというふうに 思います。

それと、午前中の中でも出されておりましたが、学校給食センターの建設促進ですか、この点についても最重点施策として上げられているかと思うのですが、当初の計画では午前中にも次長のほうからも説明がされましたが、今年度当初予算の中で建設工事設計業務委託料として2,200万円、これが予算計上されました。そして、令和5年度、来年ですが、建設工事に着手すると。そして、令和6年度に稼働を目指すという、そういった計画が示されていたわけなのですが、午前中の次長の答弁の中でも触れられておりましたが、今回もこの後の補正予算、第48号で設計業務委託料の2,200万円を全額減額して、新たに建設基本計画策定業務委託料として約500万円、この追加補正で予算の組替えを行うようであります。

それらも含めまして、給食センターの建設用地等も含めて進捗状況はどのようになっているのか。また、 来年度の計画については、基本設計の委託料ということで進めるという考えになろうかと思いますが、い ずれにしましても建設予定地も含めた進捗状況、この辺はどのようになっているのか、お聞きしたいと思 います。

- ○議長(大澤金作議員) 教育次長。
- ○教育次長(三橋博臣) 11番、内海議員の再質問にお答えいたします。

新給食センターの進捗状況ということでございます。今議員からもご指摘のあったとおり、今回この後審議いただきます一般会計補正予算(第6号)におきまして予算の組替えをしたいというふうに考えております。当初の予定では、本年度教育委員会事務局の中で基本計画を策定し、それを基に概略設計、用地測量、そういったものに入っていくという予定でございました。しかしながら、基本計画の技術的な部分につきまして、教育委員会事務局の中だけではなかなか進捗が見られなかったということで、専門的な業者に基本計画の策定をお願いしたいということで考えております。若干といいますか、進捗的には一旦手戻りといいましょうか、概略設計には進むことができずに、その前段を今回お願いするということで考えております。補正予算では、歳入歳出予算と合わせて繰越明許費、も補正をさせていただきまして、当該基本計画に係る事業につきましては繰越明許をさせていただいて、おおよそ半年後、来年の夏くらいまでには基本計画が出来上がってくるものというふうに考えております。そこの基本計画を詰めていく中で、午前中、宮原議員の質問に対する答弁でも申し上げましたとおり、これまで狭小として考えてこなかった、候補地として考えられなかった町有地、あるいはその他の土地につきましても建設可能性を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

- ○議長(大澤金作議員) 11番、内海勝男議員。
- ○11番(内海勝男議員) 当初予算の中で今年度の建設予定地の土地の鑑定料ですか、それら等も予算化されたと思うのですが、いずれにしても建設予定地については白紙の状態だということなのでしょうか。
- ○議長(大澤金作議員) 教育次長。
- ○教育次長(三橋博臣) お答え申し上げます。

白紙ということではございません。候補地はもう幾つか選定をされております。議員ご指摘のとおり、 土地の鑑定評価をかけた土地につきましては最有力候補地でございます。しかしながら、専門事業者に基本計画を策定する中では、我々事務局の職員が立てている計画よりもより設備の数、それに必要な建築面積、そういったものがより具体化されてくることと考えておりますので、最有力候補地以外にも建設が可 能かどうか、そういった可能性を検討してまいりたいと考えております。

- ○議長(大澤金作議員) 11番、内海勝男議員。
- ○11番(内海勝男議員) いろいろ経過があったみたいですけれども、いずれにしましてもこの建設事業推進に当たっては、先ほど町長からもお話がございました過疎債ですか、等を活用するような形での検討がされるのでしょうけれども、そういったことも含めまして、今の経済状況を含めて先に行けば行くほど建設資材等の高騰が予想されます。それらもぜひ考える中で、当初の計画といいますか、当初の計画でいうと来年度工事着工して、令和6年度可動といいますか、を目指しているわけなのですが、ぜひできる限り早い時期に計画が遂行できるように努力をしていただきたいというふうに思います。

大きな2点目になろうかと思うのですが、重点施策の項目として町長のほうから、豊かな経済と活力ある町づくりなり、未来を拓く人を育む町づくりなり、5項目の重点施策の項目が述べられておりました。それに基づいて個別的な施策等も答弁をいただいたのですが、いずれにしましても町長のほうからもまちづくりの基本的な考えといいますか、柴崎町長のまちづくりのキャッチフレーズといいますか、笑顔あふれる町、誇りを持てる町、若者が戻ってくる活力と魅力あふれる町を目指すと、これが柴崎町長のまちづくりのキャッチフレーズだというふうに私は理解しているわけなのですが、またこの後審議されます皆野町過疎地域持続的発展計画の8ページの中でもこのことが触れられております、具体的に。そういった中で、若者が戻ってくる活力と魅力あふれる町、このところについて若者のUターンなり、また定住なり、移住なり、そういったことが考えられるわけなのですが、来年度予算等の中で具体的にこれのところに触れる施策等がありましたら、お聞きしたいというふうに思います。

- ○議長(大澤金作議員) 町長。
- ○町長(柴﨑 勉) 11番、内海勝男議員の再質問にお答え申し上げます。

まだ来年度の施策はもんでいるところでございますけれども、やはり若者が戻ってくる活力と魅力あふれた町といいますと、やはり働く場所、住みながら仕事、生活ができる、そういったまちづくりが必ず必要でございます。なかなか仕事場づくりというのは難しいわけですけれども、私は小さな起業、業を起こす、そういった今の時代、どこにいても業を起こせる時代にあります。皆野町でもそういったところの事業などを積極的に業を起こせる仕組みというのですか、そういったことをつくっていければいいなというふうに思っています。

そのきっかけの一つとして、ドローン活用したというのがございますけれども、こちらは皆野町に既に事務所を構えております、ドローンで先行した事業者さんがございまして、今ドローンに関しましては物流、防災、観光、非常に伸びている事業分野でございまして、そのスクールを一部先行して行っている事業者さんがございますけれども、そういった事業者としっかり連携して、これから伸びる産業、若い人たちが携わりたいと思うような産業に力を入れ、皆野町がそういった事業に先進的に取り組んでいる町ということをPR、そして事業展開を進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 11番、内海勝男議員。
- ○11番(内海勝男議員) 働く場所の確保とか、そういったことが言われました。これは要望になろうかと思うのですが、地域資源を生かした、例えば農林業の活性化、自伐型林業に携わる関係とか、そういったのもあるかと思うのですが、農林業の新規就業者、こういったところに例えば3年間所得保障をする中で、そういった農林業に定着してもらう。こういった施策を取り入れている自治体もございます。ぜひそうい

ったことも参考にしていただきまして、またこの間私からも何回となく前任の町長のときからもお話し申し上げているのですが、やはり皆野町特有の文化や伝統を生かした観光客を中心市街地に呼び込めるような、そういった中核的な文化、観光施設、こういった整備の検討もぜひ行っていただきたいというふうに思いますし、また空き家とかそういった対策にもつながると思うのですが、住民が安心して生活できるインフラの整備、また災害防止対策等による整備する中で空き家なり定住なり移住、そういった促進ができるようなインフラ整備なり防災対策ですか、そういったこともぜひ推進していただきたいというふうに思います。

いずれにしましても少子高齢化、人口減少、高齢化に歯止めをかけるということはないのですが、少子化人口減少に歯止めをかけて、少しでも地域を活性化して、若い人たちが町に戻ってきたり定着でき、また将来を含めて持続可能な地域社会構築に基本的姿勢を据えるべきだというふうに思っていますので、ぜひこれからもそういった立場で取り組んでいただきたいというふうに要望させていただきたいと思います。

マイナンバーカードと行政運営についてなのですが、総務課長のほうからも若干触れていただいたのですが、今年6月の当時の金子総務大臣だったと思うのですが、マイナンバーカードの取得率に応じて2023年度の地方交付税の配分額に差をつけると、こういった方針を表明したかと思うのですが、これに対して多くの自治体から批判や反発があり、この方針は撤回されたようですが、またそれに代わる新たな方策としてデジタル田園都市国家構想交付金ですか、これの一部について住民のマイナンバーカード取得率が全国平均以上でなければ受給を申請できない、こういった仕組みを取り入れるなりして、政府は自治体に圧力をかけてマイナンバーカードの普及を図ろうとしているかと思います。

このデジタル田園都市国家構想自体については、この間私もこの場でも述べさせていただいているのですが、地方からデジタル化を進めて、地域が抱える人口減少、高齢化、産業空洞化などの課題を解決すると、こういった政策のようなのですが、この政策自体、私は眉唾物だというふうに思っております。そういったことから、この交付金にはしがみつく必要はないというふうに思っていますが、こうした政府からの脅しなり圧力を使ってマイナンバーカードを普及すると、そうした政府のやり方について町長の考えがありましたらお聞きしたいと思います。

- ○議長(大澤金作議員) 町長。
- ○町長(柴崎 勉) マイナンバーカードにつきましては、これはやはりできるだけ多くの方が持っていた だかないと効果がございません。したがって、これを進めることで日本のデジタル社会というのが必ず進 展すると思いますので、これはしっかりと皆野町でも進めていきたいというふうに考えております。

また、補助金の活用に関しましては、活用できるものは活用するのですけれども、これは政府の補助金だけに頼らないで、しっかりと自立、運営できるまちづくり、そういったことをやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(大澤金作議員) 11番、内海勝男議員。
- ○11番(内海勝男議員) ありがとうございました。

いずれにしましても、この田園都市国家構想の交付金等についてはしがみつく必要はないと思いますし、 また皆野町につきましては先ほど来から、この4月から過疎債の活用もできるようになったわけですから、 そういった活用等を優先していただきたいというふうに思います。いずれにしましても、政府が個人情報 を管理して、データの活用を個人の財産なり、税徴収の徹底なり、また医療費や介護費の利用者負担などへの不信なり不安が根強くあります。また、カードに保険証等、様々な情報が集約されることによって、紛失した場合の個人の情報漏えいなり不正利用などリスクが伴う、そういったマイナンバーカードであろうかというふうに思います。ぜひ先ほど言ったような政府の方針の下に、取得率の低い自治体に対しては交付金を支給しないなどの脅しや圧力に屈することなく、町行政として住民の安全、安心な生活を守る上でもマイナンバーカードの交付に対しましてぜひネガティブといいますか、否定的な、また消極的な立場で対応をしていただきたいというふうに思います。

そして、既存の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化するという、この政府方針に対しましてもぜひ反対の態度を表明していただいて、既存の保険証で安心して医療が受けられる、そういったシステムの堅持を強く求めまして、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長(大澤金作議員) 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。 これをもって、町政に対する一般質問を終結いたします。

\Diamond

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長(大澤金作議員) 日程第6、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案は議案第36号から第50号までの15件、同意第18号と第19号の2件、以上17件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤金作議員) 日程第7、議案第36号 皆野町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴﨑 勉) 議案第36号 皆野町個人情報保護法施行条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、この案を 提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長(長島 弘) 議案第36号 皆野町個人情報保護法施行条例の制定について、議案内容をご説明 いたします。

当議案は、令和3年5月19日に交付されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護条例についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を国の機関である個人情報保護委員会に一元化されることとされています。

今回の法改正により、全ての地方公共団体に適用されることとなる個人情報保護法の規定は、個人情報の保護と利活用の両立を図るため、標準的な規律を定めるものであり、今後各地方公共団体は同法に基づき個人情報の適正な取扱い、事務の適正かつ円滑な運営及び個人の権利、利益の保護を行っていくこととなります。このため当町におきましても、現行の皆野町個人情報保護条例を廃止するとともに、法の規定により条例で定める必要がある事項など、法の施行に必要な事項を規定する条例を新たに制定するものです。

それでは、議案本文のご説明をいたします。議案書を1枚おめくりください。第1条は、条例の趣旨を 定めるもので、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるものとするものでござい ます。

第2条は、用語の定義についての規定を設けるもので、法の例によるものとするほか、実施機関を町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会とするものです。なお、実施機関については、現行の町条例ではこのほかに議会も含まれておりますが、改正法第2条第11項の規定により、議会は対象外となるため、このような内容となります。

第3条は、改正法第89号第2項の規定により、開示請求をする者は条例で定める額の手数料を納付しなければならないこととされているため、本規定を設けるものです。現行条例においては、写しの交付を行う場合における写しの作成及び送付に要する費用のみ実費とし、開示請求に係る手数料は無料としておりますので、今後も同様の扱いとするものです。

第4条は、改正法第129条に基づき、審議会への諮問に関する規定を定めるものです。改正法第66条第1項の規定に基づき、行政機関の長等は安全管理措置として保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止など、必要かつ適切な措置を講じなければならないこととされており、その基準を定めようとする場合などにおいて個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、皆野町情報公開個人情報審議会に諮問することができることとするものです。

第5条は、委任に関する規定で、この条例に定めるもののほか、条例の実施に関して必要な事項は規則で定めることとするものです。

附則ですが、第1条は施行期日で令和5年4月1日から施行するとするもので、2ページを御覧ください。附則第2条は、現行の皆野町個人情報保護条例を廃止するものです。

附則の第3条からは、附則の第2条による皆野町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置として規定するもので、同条第1項は廃止前の皆野町個人情報保護条例に基づく、個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務を、第2項は旧条例の規定による請求がされた個人情報の開示に関することを、第3項は旧条例の規定による開示決定に関する審査請求があったときに、皆野町情報

公開個人情報保護審査会に諮問がされた場合における審査審議について、第4項は旧条例の規定による個人情報保護制度の基本的事項、その他重要な事項の改善をしようとするときは、審議会の意見を聞くこととなっているなど、審議会への諮問に関することを、2ページ目下段から3ページ目上段になります。第5項及び第6項は、旧条例に規定された個人情報を新条例の施行後に正当な理由がなく提供するなどの違反行為に対する罰則について、第4条は旧条例に基づく従前の違反行為の処罰に関して、これらを旧条例の廃止後であっても、従前と同様の扱いとするものです。

以上、議案第36号の説明とします。

○議長(大澤金作議員) これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤金作議員) 日程第8、議案第37号 皆野町情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴﨑 勉) 議案第37号 皆野町情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例の制 定について、提案理由の説明を申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、関係する町条例について所要の改正を行うため、この 案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長(長島 弘) 議案第37号 皆野町情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例 の制定について、議案内容をご説明いたします。

当議案は、さきの第36号でもご説明いたしましたが、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形

成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、各地方公共団体は同法に基づき個人情報の適正な取扱い、事務の適正かつ円滑な運営及び個人の権利利益の保護を図っていくこととなり、現行の皆野町個人情報保護条例を廃止するとともに、法の施行に関し必要な事項を定める条例を新たに制定する必要が生じました。このことに伴い、改正を要する町4条例について、条立てにより一括して改正を行うものです。

議案の後ろに添付しました参考資料でご説明いたしますので、新旧対照表の1ページ目を御覧ください。本一部改正条例は、第1条において、皆野町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正するもので、主な内容は個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、根拠となる主体が町条例から法となることのほか、別途制定予定である皆野町議会の個人情報の保護に関する条例に基づく議会も対象とするためのものとなります。

第2条の定義の改正は、ただいまご説明させていただきました所要の改正のほか、現行の第3号の定義を改めた後繰り下げ、同条を第4号とし、新たに第3号として保有個人情報の定義を加えるものです。

2ページ目を御覧ください。第3条、所掌事務の改正は、第1項において根拠規定の改正を行い、第2項の削除を行うものです。

2ページ目下段から3ページ目になります。第8条、調査権限の改正は、第2条の改正で定義づけを行った保有個人情報も対象とするため、字句の改正を行うものです。

4ページ目を御覧ください。本一部改正条例の第2条は、皆野町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正するもので、主な内容はさきにご説明させていただきましたとおり、法改正に伴い根拠となるべき内容が町条例から法となることのほか、別途制定予定の皆野町議会の個人情報の保護に関する条例に基づく議会も対象とするため、第1条及び第2条の該当箇所について字句の改正を行うものとなります。

5ページ目を御覧ください。本一部改正条例の第3条は、皆野町行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正するもので、第3条、準用の改正は、改正後の個人情報保護法の規定により開示決定等に関する審査請求があった場合に、これまでどおり皆野町情報公開・個人情報保護審査会に諮問する場合には審査会に提出された主張書面等の写し等の交付に係る手数料については、行政不服審査法の規定の適用があります。そのため当該手数料について、行政不服審査会に提出された主張書面等の写し等の交付に係る手数料と同様の取扱いをするため、字句の追加を行うものでございます。

6ページ目を御覧ください。本一部改正条例の第4条は、皆野町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正するもので、第9条の改正は、法改正に伴い新たに根拠となるべき法令、例規を規定するため、字句の改正を行うものです。

議案書本文にお戻りください。2ページ目になります。最下段でございますが、附則ですが、令和5年4月1日を施行期日とするものでございます。

以上、議案第37号の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 質疑なしと認めます。 続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

 \Diamond

◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤金作議員) 日程第9、議案第38号 皆野町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の 一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴﨑 勉) 議案第38号 皆野町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する 条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

定年引上げを目的とした地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長(長島 弘) 本定例会では、定年引上げを目的とした地方公務員法の改正に伴い、関係する町 条例について一部改正として8議案を、廃止として1議案を上程しております。個別の議案の説明の前に、 定年引上げに係る概要をご説明いたします。

少子高齢化が進み、生産年齢が減少する中、複雑、高度化する行政課題への的確な対応など、能力と意欲のある職員を最大限活用しながら、その知識、技術、経験などを継承していくことが必要とされています。また、組織全体の活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の仕様などを図ることも求められております。このような趣旨から、令和5年度から段階的に2年度に1歳ずつ定年を引き上げるもので、令和5年度、6年度は61歳定年、令和7年度、令和8年度は62歳定年という形で、令和13年度には65歳定年とするものです。

また、給料月額については、61歳に達する年度からは基本給は60歳年度の7割水準となります。さらに 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、60歳での役職定年を導入するとともに、現行の再任 用制度を廃止し、令和13年度までの間は現行の制度と同様の暫定再任用制度を設けます。加えて60歳後に 退職した職員について、短時間勤務の職に採用できる定年前再任用短時間勤務制度の導入をいたします。 いずれも任期は65歳まででございます。

なお、条例の施行日は、いずれも令和5年4月1日でございますので、それぞれの議案の説明では省略 させていただきます。ご了承ください。 それでは、議案第38号 皆野町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。1枚おめくりください。中段附則第2項の追加は、60歳に達した職員の役職定年による降任、給料を7割水準とすることについて改正するものでございます。

第3項の追加は、降任給料7割水準の適用を受ける職員に、その旨の通知を行うものです。

以上、議案第38号の説明とします。

○議長(大澤金作議員) これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 質疑なしと認めます。 続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤金作議員) 日程第10、議案第39号 皆野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴崎 勉) 議案第39号 皆野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、 提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定 年前再任用短時間勤務制の導入をするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

〇総務課長(長島 弘) 議案第39号 皆野町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

議案の後ろに添付しました参考資料でご説明いたしますので、新旧対照表の1ページ目を御覧ください。 1ページ目の最下段から2ページ目にかけて、第3条の改正は、現行60歳の定年を65歳とするものでございます。 その下、第4条は、いわゆる定年特例で、病院に勤務する医師や研究所、試験所の長など、当該職務が 高度の知識、技能または経験を必要とする職員などを対象に勤務延長を可能とする規定で、現在の皆野町 には該当職はございません。

4ページ目を御覧ください。第3章、管理監督職勤務上限年齢制は、いわゆる役職定年制のことです。 第6条で、その職は管理職手当を支給される職員と規定しております。皆野町では、主幹、課長、参事等 がその職となります。

第7条は、管理監督職勤務上限年齢を60年とするものです。

続きまして、第8条は他の職への降任等を行うに当たって、遵守すべき基準について規定しております。 第1号は、人事評価の結果または勤務の状況及び職務経験などに基づき、標準職務遂行能力及び当該降任 等をしようとする適切な職に降任等をすることを定めるものです。

5ページを御覧ください。第2項は、できる限り上位の職制上の職階に属する職に降任することを定めています。第3号は、上位の職制上の段階にいる管理監督職員と同じタイミングで他の職に降任等を行う場合、基本的に当該職員をその上位職員と同等か下位の職制上の職に降任等をすることを定めるものです。

下段、第9条は、いわゆる特例任用についての規定です。一定の要件に該当する場合には、役職定年により管理監督職以外の職に異動させなければならない期間を1年単位で延長することを可能とし、延長された期間が終了するまでは管理監督職に就くことが認められる特例が設けられています。さきにご説明した第4条、定年による退職の特例と類似する考え方で、現在の皆野町の職にあっては該当職はございません。

8ページを御覧ください。中段第10条は、第9条に基づく異動期間の延長等に係る職員の同意について 定めています。

次の第11条は、9条に基づく異動期間の延長事由が消滅した場合の措置について定めています。

8ページ下段、第12条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に係る規定です。これは、60歳に達した 日以降に退職した職員を従前の勤務成績などに基づき、選考により短時間勤務の職に採用することができ ると定めるものです。また、ただし書において、定年退職日相当日を経過した者は採用できないと定める です。

9ページ中段、第13条は、町が構成団体となっている一部事務組合の退職する職員を定年前再任用短時 間勤務職員として採用できると定めるものです。

その下、第5章、雑則、第14条は、この条例に関するその他の事項については、町規則で定めるとして おります。

下段の附則でございますが、10ページにかけて第3項は、定年に関する経過措置を定めています。

10ページの表を御覧ください。令和5年度から職員の定年が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度に65歳とする措置を定めるものです。

第4項は、情報の提供及び勤務の意思の確認についてです。具体的には、職員が60歳に達する年度の前年度に情報提供を行い、60歳以降の勤務の意思を確認するよう努めることを定めるものとなっています。

続きまして、議案本文の8ページを御覧ください。附則第3条、定年退職者等の再任用に関する経過措置についてです。第1項では、旧条例の定年年齢から65歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある職員について、次の各号に該当する者を暫定再任用職員として採用できると定めるものです。

第2項では、経過措置中の新条例の定年の日から65歳に達する日以降の最初の3月31日までにある職員

について、同様に各号に該当する者を暫定再任用として採用できると定めるものです。

9ページの第3項、第4項及び第5項は、現行の再任用制度と同様の制度として、暫定再任用制度を定めるものでございます。

附則第4条は、一部事務組合等の職員についても前条同様の暫定再任用制度の対象とすることを定める ものです。

10ページを御覧ください。附則第5条については、暫定再任用短時間勤務職員について定めるものです。 附則第6条は、一部組合等に関する規定です。

11ページを御覧ください。附則第7条については、暫定再任用の常時勤務を要する職の昇任等について、この条例の施行日以後に設置された職等で60歳に達した者でも昇任等できるよう規定するものです。

附則第8条については、前条の1と同様に、暫定再任用短時間勤務の職について規定するものです。

12ページを御覧ください。附則第9条については、改正法附則第8条第5項において一旦引上げ前の定年に達している職員及び基準日以降に設置された職等について、引き上げられた職の定年年齢に達しているとみなすことについて規定されており、その基準日以降に設置された職及び年齢を定めるものでございます。

附則第10条については、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置を定めるものです。

13ページを御覧ください。附則第11条について、令和5年度中に条例で定める年齢に達する職員に対して、今年度中に情報提供及び意思確認を行うよう定めるものでございます。

以上、議案第39号の説明とします。

○議長(大澤金作議員) これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤金作議員) 日程第11、議案第40号 皆野町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を 改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴﨑 勉) 議案第40号 皆野町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

定年引上げを目的とした地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) 総務課長に議案内容の説明を求めます。 総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長(長島 弘) 議案第40号 皆野町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条 例の制定について、議案内容をご説明します。

1 枚おめくりください。本文3行目から第3条の改正は、「期間、」の後に、「その発令の日に受ける」を加え、後段に「この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分に1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする」と加えるものです。これは、60歳を超える職員の給料の7割水準、3割減給を実施するための改正です。

以上、議案第40号の説明とします。

○議長(大澤金作議員) これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 質疑なしと認めます。 続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤金作議員) 日程第12、議案第41号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴﨑 勉) 議案第41号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条 例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

定年引上げを目的とした地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するも

のでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

〇総務課長(長島 弘) 議案第41号 皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

1 枚おめくりください。議案本文の3行目の第2条、第7行目の第3条、第4条及び第12条の改正は、 地方公務員法の引用条項を改めるほか、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に 改めるものでございます。

附則第2項は、定年後65歳までの再任用職員で短時間勤務の者は、新制度における定年前再任用短時間 勤務職員とみなすこととするものです。

以上、議案第41号の説明とします。

○議長(大澤金作議員) これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤金作議員) 日程第13、議案第42号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴﨑 勉) 議案第42号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

定年引上げを目的とした地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) 総務課長に議案内容の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

〇総務課長(長島 弘) 議案第42号 皆野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について、議案内容をご説明いたします。

1 枚おめくりください。議案本文の3行目から第2条の改正は、育児休業をすることができない職員に、第7行目から第9条の改正は育児短時間勤務をすることができない職員に、職員の定年に関する条例でご説明申し上げた管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例に関する該当する職員をそれぞれ追加するものです。

11行目からの第19条は部分休業できない職員、13行目からの第20条は部分休業に係る規定ですが、これらの改正は第19条中の引用条文を改めるとともに、第19条及び第20条中の「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」にそれぞれ改めるものでございます。

以上、議案第42号の説明とします。

○議長(大澤金作議員) これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。 暫時休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時48分

○議長(大澤金作議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 🔷 –

◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤金作議員) 日程第14、議案第43号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正 する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴崎 勉) 議案第43号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について、提案理由の説明を申し上げます。

定年引上げを目的とした地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長(長島 弘) 議案第43号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

1 枚おめくりください。第2条の改正は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任 用の制限の特例に該当する職員を追加し、公益法人等への派遣の除外職員として定めるものです。

以上、議案第43号の説明とします。

○議長(大澤金作議員) これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤金作議員) 日程第15、議案第44号 皆野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴﨑 勉) 議案第44号 皆野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条 例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

定年引上げを目的とした地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この案を提案するも

のでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

〇総務課長(長島 弘) 議案第44号 皆野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

1枚おめくりください。第3条の改正は、地方公務員法の引用条項を改めるものです。

以上、議案第44号の説明とします。

○議長(大澤金作議員) これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

 \Diamond

◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤金作議員) 日程第16、議案第45号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴崎 勉) 議案第45号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

定年引上げを目的とした地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える職員の給与に関して所要の改正 を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長(長島 弘) 議案第45号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、議案内容をご説明いたします。

議案の後ろに添付しました参考資料でご説明いたしますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。 1ページの下段から2ページにかけて、第4条第12項の改正は、現行第4条第12項で規定する再任用職員 及び第4条の2で規定する「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」とするものです。 現行の制度及び給料月額とも実質的な変更はございません。

2ページ目中段から第10条の通勤手当については、字句を改めるものでございます。

5ページの下段になります。5ページ下段、第13条の時間外勤務手当、続いて8ページ中段、17条の4期末手当、下段、17条の7勤勉手当、9ページ下段の適用除外は、いずれも現行の「再任用職員」を「定年前再任用短時間職員」に改めるほか、字句を改めるものです。

9ページ最下段から10ページにかけて、附則第4項は、60歳に達した職員の給与の7割措置について定めるものです。60歳で最初の4月1日を特定日とし、それまでの給料月額に100分の70を乗じた額となります。

10ページの附則第5項は、7割水準の適用されない職について定めています。

12ページを御覧ください。下段の附則第11項は規則への委任を定めています。

その下から13ページにかけて別表第1の改正は、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に 改めるものです。

続きまして、議案本文の4ページを御覧ください。改正条例の附則第2項から5ページの附則第10項までは、経過措置を定めるものです。附則第2項は、旧地方公務員法の規定に基づき、旧条例で定める定年特例により勤務している職員には、給与の7割措置を適用しない旨を、附則第3項から第9項までは暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与等については定年前再任用短時間勤務職員とみなす旨を、第10条はその他暫定再任用職員に関して必要な事項は町規則で定めることとするものです。

以上、議案第45号の説明とします。

○議長(大澤金作議員) これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

「「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤金作議員) 日程第17、議案第46号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定につい

てを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴﨑 勉) 議案第46号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由の 説明を申し上げます。

定年引上げを目的とした地方公務員法の一部改正に伴い、現行の再任用制度が廃止となるため、この案 を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 長島 弘登壇〕

○総務課長(長島 弘) 議案第46号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

1 枚おめくりください。定年延長により、現行の再任用制度が廃止となるため、当該条例を廃止するものです。

以上、議案第46号の説明とします。

- ○議長(大澤金作議員) これより本案に対する質疑を行います。 10番、四方田実議員。
- ○10番(四方田 実議員) 大ざっぱな話で申し訳ないのですけれども、この議案第38号から今の46号までは大体全て定年引上げを目的とした地方公務員法の改正でこれが行われていますけれども、その中で60歳の定年がだんだん引き上げるという中で、60以上になると7割、3割カットといった給料に大ざっぱに言うとなるのかと思うのですけれども、それはずっとそのまま実施していくと、ラスパイレス指数、これはどんな関係に。3割カットになると下がってしまうのではないかなと心配するところなのですけれども、ラスパイレスについての関係はどんなふうになるのでしょうか。
- ○議長(大澤金作議員) 暫時休憩します。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時05分

- ○議長(大澤金作議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。 総務課長。
- ○総務課長(長島 弘) 10番、四方田議員の質問にお答えいたします。

ラスパイレス指数の関係でございますが、国家公務員と同じ3割カットでございまして、基本的には同じになるのでございますけれども、埼玉県のほうでも現在研究しているところでございまして、総務省に確認したところ、制度導入後のラスパイレス指数の算定方法については現在検討中ということで、国から通知等があり次第情報提供させていただくという文書が発出されております。

以上でございます。

○議長(大澤金作議員) 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) これをもって質疑を終結します。 続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤金作議員) 日程第18、議案第47号 皆野町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題と いたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴﨑 勉) 議案第47号 皆野町過疎地域持続的発展計画の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

皆野町過疎地域持続的発展計画の策定に伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) みらい創造課長に議案内容の説明を求めます。

みらい創造課長。

〔みらい創造課長 嶋田政則登壇〕

○みらい創造課長(嶋田政則) 議案第47号 皆野町過疎地域持続的発展計画の策定につきまして内容のご 説明を申し上げます。

当町は、本年4月1日に過疎地域に追加されました。国では、過疎地域の持続的発展を支援するため、 過疎対策事業債の発行をはじめとする財政措置を講じていますが、これら国の財政措置を受けるためには 過疎地域持続的発展計画を策定する必要があることから、本案を提出するものでございます。なお、本計 画の策定に当たりましては、総合振興計画などの地域振興に関する計画と調和を保つ必要があるため、総 合振興計画の後期基本計画をベースに、柴崎町長が掲げる政策を反映する形で作成し、10月にはパブリッ クコメントを実施し、一部その内容を反映した上で原案を作成したものです。

また、本計画に記載されている事業は、令和4年度から7年度までの間で予定するものを包括的に記載

しているものでございます。過疎対策事業債の充当の有無にかかわらず、あくまでも地域の持続的発展の ため必要な事業を網羅して記載したものでございます。

それでは、計画の内容についてご説明いたします。1ページをおめくりいただき、目次を御覧ください。 計画に記載すべき事項は、法律により定められており、1、基本的な事項では、町の概況や人口、産業の 推移、地域の持続的発展の基本方針や目標、計画期間等を記載しています。

2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の項目から1ページおめくりいただき、13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項までは、それぞれの項目に対する現況と問題点、その対策、事業計画等を記載しています。

8ページをお開きください。(4)、地域の持続的発展の基本方針では、笑顔あふれる町、誇りを持てる町、若者が戻ってくる活力と魅力あふれる町の実現を目指し、次の9ページになりますが、まちづくりの主要目標として豊かな経済と活力ある町づくり、未来を拓く人を育む町づくり、安心で安全な町づくり、健康で心豊かな町づくり、1枚おめくりいただき、次の10ページになりますが、持続可能な町づくり、以上の5つの柱をまちづくりの主要目標として定め、取り組むものでございます。

- (5)、地域の持続的発展の基本目標では、皆野町人口ビジョンにおける将来人口の実現を目指し、令和7年の人口目標を8,620人と設定しました。
- (7)、計画期間は、本計画の指針となる埼玉県過疎地域持続的発展方針と一致させるため、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間としています。

ここからは、各項目の内容について、主なものについて抜粋してご説明いたします。11ページを御覧ください。ここでは、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成について、現況と問題点を記載しています。

12ページをお開きください。(2)、その対策として、ア、移住・定住では、町の魅力発信の充実や物件情報、住宅取得支援の充実に取り組みます。

- イ、地域間交流では、秩父音頭まつりなど観光メニューの充実や地方暮らし、田舎暮らしの体験を通した地域住民との交流の促進に取り組みます。
- ウ、人材育成では、若い世代の愛着意識の醸成や地域コミュニティーにおける人材育成の促進に取り組みます。

14ページをお開きください。3、産業の振興では、農林水産業、商工観光及びレクリエーションについて、現況と問題点を記載しています。

15ページを御覧ください。2、その対策として、ア、農林水産業では、農産物の付加価値の向上や持続可能な農業の推進に取り組みます。

- イ、商工業では、次の16ページになりますが、企業誘致の推進や空き家、空き店舗などを活用した創業 を支援します。
- ウ、観光及びレクリエーションでは、地域の観光資源を活用した回遊性の向上やSNSを活用した情報 発信の仕組みづくりを推進します。

20ページをお開きください。5、交通移設の整備、交通手段の確保では、国、県、町道、林道、地域公共交通について、現況と問題点を記載しています。

(2)、その対策として、ア、国、県、町道では、防災及び環境の向上のため、生活道の整備と管理を行います。

21ページを御覧ください。ウ、地域公共交通では、誰もが利用しやすい公共交通の推進として、地域公

共交通会議などを開催し、地域の実情に即した町営バス路線などの充実を図ります。

29ページをお開きください。7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上と増進では、結婚・子育て支援、高齢者等の保健及び福祉について、現況と問題点を記載しています。

30ページをお開きください。(2)、その対策として、ア、結婚・子育て支援の充実では、結婚支援の情報発信の強化や仕事と子育ての両立に向けた支援に取り組みます。

イ、高齢者等の保健及び福祉では、健康寿命延伸のための介護予防活動の充実や障害者福祉の推進に取り組みます。

34ページをお開きください。 9、教育の振興では、学校教育、社会教育、社会教育施設について現況と問題点を記載しています。

35ページを御覧ください。(2)、その対策として、ア、学校教育では、学習環境の整備、充実や地域と 連携した教育の中で、地域のことを学ぶ機会の充実を図ります。

イ、社会教育、社会教育施設では、社会体育施設を有効活用したスポーツに親しむための環境づくりを 進めます。

39ページをお開きください。11、地域文化の振興では、文化会館、文化財の継承や保護、活用について、現況と問題点を記載しています。

(2)、その対策として、次の40ページになりますが、エ、文化財の活用では、町の歴史や文化を学ぶ機会の醸成や企画展など、文化財に触れられる機会の創出を図ります。

41ページを御覧ください。12、再生可能エネルギーの利用の推進では、(2)、その対策として、太陽光発電など再生可能エネルギーの活用や地域住民等と連携した資源循環の取組を推進します。

44ページをお開きください。事業計画の表では、ここから最終の53ページにかけて、これまでご説明した各項目において記載された事業のうち、ソフト事業に関するものを改めて抜粋して記載しているものでございます。

以上で皆野町過疎地域持続的発展計画の説明といたします。

- ○議長(大澤金作議員) これより本案に対する質疑を行います。
 - 2番、横田揚雄議員。
- ○2番(横田揚雄議員) 2番、横田揚雄です。皆野町過疎地域持続的発展計画(案)について質問をいた します。

ご案内のとおり、令和4年4月制定の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び同法に基づく県の過疎地域自立支援方針を踏まえ、この計画を策定するものと認識しております。県内に過疎に指定された市町村の数と、指定に基づく発展計画の策定状況をお聞きいたします。

また、この計画において、皆野町として特別に独自の創意工夫した計画があるのでしょうか。ありましたら、それをお伺いしたいと思います。

○議長(大澤金作議員) 暫時休憩します。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時20分

- ○議長(大澤金作議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。 みらい創造課長。
- 〇みらい創造課長(嶋田政則) 2番、横田揚雄議員からのご質問にお答えします。

県内で過疎地域に指定されている団体は7団体でございます。申し上げますと、秩父市、ときがわ町、 皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町、以上でございます。

それから、本計画に基づいて独自に作成された計画がありますかというご質問でございますけれども、本過疎地域持続的発展計画につきましては、この計画自体のところで柴崎町長の政策、基本方針5本の柱を掲げております。また、そういったものに基づきまして、令和5年度の予算編成も進めておるところでございまして、これとは別に新たな計画を策定したというところは今のところございませんけれども、今後の政策の柱として重要なものと認識をしております。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 2番、横田揚雄議員。
- ○2番(横田揚雄議員) それでは、その件については今みらい創造課長からお答えがあったことに対して 承りました。

それから、二、三質問をさせていただきます。35ページ、36ページ、53ページについてでございますが、まず最初に35ページから質問をさせていただきます。教職員の資質向上、それから教職員不祥事根絶のための計画的・組織的な取組の推進、これはどんな取組をされているのか。

それから、36ページに移りまして、三沢小学校校舎バリアフリー化事業、三沢小学校屋内運動場バリアフリー化事業、これについてご説明をお願い申し上げます。

それから、53ページ、再生可能エネルギーの利用の推進とありますが、これは住宅用太陽光発電システム・太陽光温水設置補助事業とありますが、これは新築をされた家への助成なのかどうか、お伺いいたします。

- ○議長(大澤金作議員) 教育次長。
- ○教育次長(三橋博臣) 2番、横田議員のご質問にお答え申し上げます。

まず最初に、35ページ、教職員の資質向上のうち教職員不祥事根絶のための計画的・組織的な取組の推進ということでございますが、具体的には各学校で行われております職員の研修が主なものとなってございます。こちらにつきましては、学校長のリーダーシップの下、ミニ研修を数多く重ねるであるとか、職員集会の中で注意を呼びかけるとか、そういったことを継続して取り組んでいくことでございます。これにつきましては今後も継続して行ってまいりたいと考えております。

また、続きまして三沢小学校の校舎と体育館のバリアフリー化の工事の内容でございますけれども、こちらは本年度の予算に計上して、もう発注を済ませて、これから施工に係るところでございます。校舎の正面玄関及び体育館の入り口、こちらにスロープを設けて、バリアフリー化を進めるものでございます。以上です。

- ○議長(大澤金作議員) 副町長。
- ○副町長(黒澤栄則) 2番、横田議員からのご質問であった太陽光発電システム、新設にも対応になるのかというようなご質問だったかと思うのですけれども、今それも含めて検討中でございますので、予算編成の中で検討を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 2番、横田揚雄議員。
- ○2番(横田揚雄議員) 大変ありがとうございました。了解いたしましたけれども、そこでお願いがございます。お願いを申し上げておきます。この計画は、作成が目的ではなく、4年間の計画期間にできるだけ多くの計画が実現することが何よりも重要であります。この計画に基づく事業では、国の補助金や地方債の活用など、有利な制度を活用できるので、多くの計画が実現するようしっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上、終わります。

- ○議長(大澤金作議員) 他に質疑はございませんか。 6番、常山知子議員。
- ○6番(常山知子議員) 今回のこの過疎地域持続的発展計画について、5つのまちづくりの主要目標について、私も本当にこれができたら、もっともっといい町になっていく、そういうふうに感じながら読ませていただきました。そして、今回答弁は要らないのですけれども、私のこの計画を読んで感じるところ、幾つか意見を言っておきたいと思います。

11ページの2、移住・定住の空き家対策について、私は一つ意見を言います。まず、住むところが大事だと、移住を考えている人は空き家状況などを調べます。現状は、その空き家が少ない。気に入った物件がない。では、別の町へと移住者は考えます。今回その対策として、空き家等対策計画を策定し、空き家の調査をしていくとあります。6年前も空き家調査を行いました。データが更新されていないので、再度調査を行うということがこの中で述べられていますが、空き家を持っている人からそのときいろいろな意見が出されていたのを覚えています。調査だけやって、その後の追求がされていない。非常に残念です。空き家を一軒一軒追求し、持ち主の意向を聞いたり、本当に大変なことなのです、これは。でも、そういうことをやらなかったら、そのうち持ち主も分からず、そのまま朽ちてしまう。今後そのことのないように、ぜひ調査をするのでしたら移住・定住を促進するためにも担当者を置き、対策を取っていただきたいと思います。

それから、14ページの3番、産業の振興、現状と問題点の下段にありますウの観光及びレクリエーションについて意見を言います。1つは、天空のポピーの見学者を町内商業・観光業の活性化につなげることが十分できていないとありました。私もそう思うのですけれども、ポピーが咲く頃と町のオープンガーデンのバラなどの花が咲く時期がほぼ同じなのです。以前もそういうことを提案して、ポピーを見に来た人にオープンガーデンにも足を運んでもらったり、その逆も行ったと思います。時期も限られていますが、観光業の活性化につながって、今ではちょっとないような気がします。ですから、もう少しオープンガーデンの人たちとも作戦を練って、観光客を町内に誘う。マイカーの人、電車の人、それぞれにマッチした企画、本当に楽しい企画をやってみてください。お願いです。

それから、もう一つは同じ場所で、皆野町は山々に囲まれて、しかもあまり高くない山、手軽に登れる山があるのです。ご存じだと思います。登山者をもっと呼び込む作戦を考えてください。平成26年に町と観光協会で破風山マスター案内人講座を開いたことがあります。破風山クラブと名づけました。十五、六名の参加者だったと思います。破風山の登山口8か所ありますが、全ての登山口から登り、休日には皆野駅で登山に来た人に地図を配って、登山の案内をしたり、今地域おこし協力隊の事務所になっているところで皆野の山で咲いている花の写真などを展示して登山者にも見てもらったり、皆野町の山をアピールしてきました。そして、現在破風山の特に皆野アルプスコースは駐車場もできて、案内板も設置されて、人

気の山となりました。次はどこの山をアピールするのか、ぜひ考えてください。そして、下山した後、町のお店や施設に立ち寄ってもらえるか、これがこれからの課題だと思います。

最後になります。40ページの文化財の活用について、事業計画の中にある一番下に文化財収蔵庫・倉庫活用事業をぜひ進めてください。以前この施設で文化財の整理などを手伝っていた人が、皆野にこんなにすごいものがあるのに、町民に知られていないと嘆いていました。多分小林コレクションのことだと思います。専任の学芸員をつけて、町民や子供たち、外からの見学者などに開放していただきたいと思います。

以上、この4点について少しでも計画案に反映していただいて、これからのまちづくりどうするか、ぜ ひ考えていただきたいと思います。答弁は要りません。

以上です。

○議長(大澤金作議員) 他に質疑はありませんか。

4番、林太平議員。

○4番(林 太平議員) 39ページの地域文化の振興というところでちょっと。

たまたま昨日ある人と話したら、いろんな話をした中に美の山の山村展示場、旧農村のいろんなものが展示してあると。そのほかにも有形文化財のいろんなものが貯蔵してある。それを見る機会がなくなっているので、ぜひこの文化財の継承とかといろいろ書いてある中に入れてもらって、町の中へ空き家があるところへでも展示して、みんなが歩いて見られるような形。なぜかというと、それを寄附した人が、あそこへ寄附したままで何も今見せてもらっていないのだなという話も相当聞いています。ぜひこの文化財の継承、文化財の保護とかいろんなのが書いてある中に、ある展示場のものを町の中へ持ってきて見せて歩いても、一般の方でもひょいと見られるような形をしたり、昔の農業の在り方、そういうのもやってもらえれば、後で報告しようと思ったのですけれども、大内宿のように昔ながらのものを展示したり、いろいろ見てもらう機会があるので、そこで言おうと思ったのですけれども、ここに地域文化財の振興と書いてあるので、ここでぜひお願いをしておきたいと思います。

- ○議長(大澤金作議員) 答弁はよろしいですね。
- ○4番(林 太平議員) 答弁はいいです。お願いでいいです。
- ○議長(大澤金作議員) 他に質疑はございませんか。 3番、大塚鉄也議員。
- ○3番(大塚鉄也議員) 35ページの(2)のイに関連するのですが、ちょっと前に国から学校スポーツのことで、中学校のスポーツをだんだんと減らし、一般スポーツ団体、また企業に委託すると説明をされたことがありまして、そのほかにまた小中学生のオリンピック選手の育成は止めるという、そういう説明もありました。埼玉県全体の会議だったのですが、地域によってそのような大きな企業がある地域はそれができますが、ほとんどの地域はできないだろうという意見が出たのですが、皆野町の方向性としたらどのような、今後の中学校のスポーツはどのような形になるのでしょうか、お願いします。
- ○議長(大澤金作議員) 教育長。
- ○教育長(新井孝彦) ご質問は、部活動の地域移行ということだと思います。

正直その地域に受皿があるとか財源であるとか、いろんな課題があって、その対応に苦慮しているというのが実情です。近隣の市町、それから埼玉県全体ですけれども、やっぱり地域によってかなり差があって、都市部と、それから皆野町のような地域と、やはり対応にも差があるように感じています。いずれにしましても、県の教育委員会、県の動向も踏まえて進めていきたいと思いますけれども、やはりいろんな

方に周知されていないという、そういう現状もありますので、もっともっと大勢の人に関心を高めていただきたいと思いますし、皆野町としてはその中でどうやってやっていくというのを今後しっかり考えていきたいというふうに思っています。

- ○議長(大澤金作議員) 他に質疑はございませんか。 11番、内海勝男議員。
- ○11番(内海勝男議員) 個別的な質問になってしまうかと思うのですが、12ページの、先ほど常山議員からも出されているのですが、移住・定住の関係です。町の魅力発信の充実ということで書かれております。 先ほどの私の一般質問の中でも最後に要望的に若干触れさせていただいたのですが、新規就農者などターゲットを絞った町の魅力発信の充実を図っていきたいということなのですが、最近全国から注目されております長野県の南箕輪村という、そういった年々人口が増えている、また出生率といいますか、全国でも高いということで、かなり注目されている自治体があるのですが、ここについては新規就農者に対して3年間だったと思うのですが、毎年100万円ぐらい所得保障といいますか、そういったことを取り入れております。ぜひこういったところも参考にして、施策に取り入れていただきたいというふうに思います。

また、町の魅力発信ということなのですが、学校給食の無償化、これは正式には来年の当初予算のところで決まるわけですが、こういった学校給食の無償化についても県内では恐らく5番目ぐらいになるのかなというふうに思います。こういった施策が決まった時点で、魅力発信ということを含めて報道機関とか、そういったところに情報提供するというか、もう既に物価高対応の子育て応援給付金、18歳以下の子供に対して一律5万円給付がもう既に決まっておるわけなのですが、こういったことについても皆野町の場合は宣伝というか、すごく消極的だというふうに思います。そういった給付金、子供1人5万円出している自治体なんていうのはそうはないと思うのです、県内でも。そういったところを一つの魅力としても発信していく必要があるかなというふうに思います。

ぜひ学校給食の無償化が正式に決まった段階で、こういったことも取り入れていただきたいと思いますが、この件と関連しまして、30ページになりますが、結婚・子育て支援の中で不妊治療に対する支援の継続ということであります。町長も私に対する答弁の中でも、来年度の重点施策の中でこの件について触れられておりました。特定不妊治療の支援も当然含まれると思うのですが、先ほど言いました長野県の南箕輪村、ここでは既に特定不妊治療の助成を行っています。4月以降、保険適用になって、3割が自己負担ということになっています。そのうち5万円以上の部分については村で負担していると、そういった制度をもう既に取り入れております。ぜひこれらも参考にしていただきまして、来年度の予算等にも反映していただきたいというふうに思いますが、考えがありましたらお聞きしたいと思います。

- ○議長(大澤金作議員) 副町長。
- ○副町長(黒澤栄則) 11番、内海議員からのご質問にお答えいたします。

この不妊治療費の助成に関しましては、保険適用後、従来よりも逆にご負担がという部分があったかと思いますので、その辺のところをしっかりご支援をしていきたいというふうに思っておりますが、ちょっと詳細な立てつけについては今後の予算編成の中でまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(大澤金作議員) 町長。
- ○町長(柴﨑 勉) 11番、内海勝男議員のご質問にお答えします。

先ほどの皆野町が情報発信力が弱いという点、私もそれを痛感しておりまして、やはり皆野町自身が知

られていない。秩父と長瀞の間の町というような説明をしないと、なかなか皆野町の存在が分かってもらえないという状況があります。そういった中で、移住、定住をほかからの移住を求めるにしても、まず町の存在に係らなければ、移住ということも出てこないわけでございますので、しっかりと町のPRをしていきたいと思っています。また、プレスリリースに関しても定例の記者会見、これをしっかり私もやっていく予定にしております。そういったことを踏まえて、しっかり記者の方にも毎回アピールできるような体制を取っていこうと思っておりますので、その点ご理解いただければと思います。

以上です。

- ○議長(大澤金作議員) 11番、内海勝男議員。
- ○11番(内海勝男議員) ぜひ先ほど申し上げた長野県の南箕輪村等の施策を参考にしていただきまして、 施策に生かしていただきたいというふうに思います。

また、16ページです。観光及びレクリエーションの項なのですが、ここでは秩父地域の関係機関と協力した観光周遊のパッケージの開発とか、他の市町村を当てにしたと言ったらおかしいのですが、そういった観光資源を活用したPRというような形で、町独自としての観光の視点で、常々私も、今日も言わせていただいたのですが、やはり皆野町にとって独自の特殊な持ち味があると思います。秩父音頭とか、また俳句の町とか、そういったところを活用した文化、観光施設、それを町の中に設置して、観光客なりを呼び寄せると。先ほど林議員からも提案があった件なのですが、町長は恐らく町長選挙の中でもあそこの農山村の展示館の件の活用、これを恐らく、恐らくということはないですね、選挙戦の中でもお訴えをされていたかと思います。そういった農山村も含めて、また秩父音頭に関した、また俳句に関した、そういった施設を私は活用といいますか、建設して、集客とか、そういったところに活用すべきだというふうに思っています。これらについて、町長の考えがありましたらお聞きしたいと思います。

- ○議長(大澤金作議員) 町長。
- ○町長(柴﨑 勉) 11番、内海勝男議員のご質問にお答え申し上げます。

やはり俳句、秩父音頭、これは皆野町にとっての最大の文化資産でありますので、これをしっかりPR、あるいは現在の内容よりも活性化していくということは必要であり、重要だというふうに考えております。ただ、現状ハード的な施設というよりも、まずはソフトでPRをしていく。それをまずは優先し、そしてその後にそういった施設が必要な状況であれば検討していくような流れかなというふうに思っております。また、農山村具展示館ですか、こちらにつきましては小林コレクションという大変貴重なコレクションがありますので、それ以外にも貴重な文化財眠っておりますので、これはぜひ皆さんに見ていただくような形で、大切な資産を活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(大澤金作議員) 12番、宮原睦夫議員。
- ○12番(宮原睦夫議員) 12番、宮原です。先ほど農山村具展示館について、町長の答弁もありました。また、林議員からも意見がございました。その中で、この農山村具展示館、これも設樂町長のときでございましたけれども、私が提案いたしまして、やめたほうがいいということでやめた経過があるわけでございます。何でやめたかというと、十何年、たしかオープンして人材も張りつけてやってきた経過があるわけです。入館者がほとんどいないのですよ、ふだんは。たまにはそれは何人かあったかもしれない。それに職員を張りつけて、営業までしていた。そんな経過がある中で、私が先ほど言ったように、設樂町長のときに絶対やめるべきだということでやめた経過があるわけでございます。

それと、40ページ、文化会館のことにも触れていますけれども、一般質問の中でもちょっと触れましたけれども、この文化会館の照明器具、あるいは舞台装置の改修等、この案に載っていますけれども、これは3年前に予算計上までして、予算は通って、それでも私が提案してやめた事業です。やめた事業を何でまたこうした形で計上してやるのか。どうしても私はこれ納得いかないのです。答弁を願います。副町長でいいや。

- ○議長(大澤金作議員) 副町長。
- ○副町長(黒澤栄則) まず、文化会館のホールの舞台照明設備、舞台機構改修工事でございますけれども、 当時は議員からのご指摘もあって予算を取り下げたというか、そういった経緯もあろうかと思うのですが、 やはり施設設備でございますので、一定の年数をたちますと老朽化なり、劣化なりがしてくるものでございます。

この計画にこの事業をのせているということは、令和4年から令和7年度の中で例えば専門的な業者さんに点検をしてもらったところ、この照明は取り替える必要がある、もしくは舞台の機構改修については安全の面から直す必要があるとか、そういったような指摘をいただいた場合には、当然のことながら有料で貸し館をやっている施設でございますので、安全面を第一に対応していくという必要があろうかと思いますので、そういったことに備えて、この計画上盛り込ませていただいているというものでございます。ただ、これはあくまで令和4年度、令和7年度のうちに場合によって想定されるというものも幅広に含ませていただいているというご説明をさせていただいているかと思いますが、そしてこれを実際に予算化するというときには、その当該年度に予算に計上しまして、改めてその必要性等を議員の皆様、議会にご説明をして、予算として議決をいただくという手順を踏むという形になりますので、これはあくまで現時点計画として盛り込ませていただいているということでご認識を賜ればと思います。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 12番、宮原睦夫議員。
- ○12番(宮原睦夫議員) 今の副町長の答弁だと詭弁過ぎる。こんなの答弁ではない。駄目だからやめたのだよ、この事業は。それを何でまた計上してくるのですか。こんなことをしていたら、執行部として失格だ。話にならない。町長、最終的に答弁してください。
- ○議長(大澤金作議員) 町長。
- ○町長(柴崎 勉) こちらの照明、例えば舞台の機構につきましては、壊れることもあるわけです。そのときに継続的に使用するには直さなければいけません。その可能性がある以上は、この項目をこの計画には入れておく必要があるという私は認識でおります。 以上です。
- ○議長(大澤金作議員) 12番、宮原睦夫議員。
- ○12番(宮原睦夫議員) この事業につきましては、教育委員会が予算計上した。この予算計上の書類を見ると、B4の紙1枚、知っている方もいるかもしれないけれども。それで5,000万円の予算措置をしたのです。こんなずさんなことでどうするのだということで、当時は豊田教育長、私も親戚なので、いろいろよく詰めた。申し訳なかったと、軽率で。それでやめた。それで、副町長、石木戸町長も承諾をして、この事業は取りあえずは必要ないからやらないということで決めた。それを何でまたすぐ上げてくるの。おかしいのではないですか。こんな行政をやっていたら駄目だ。もっと真剣にやってください。終わります。
- ○議長(大澤金作議員) 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) これをもって質疑を終結します。 続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

 \Diamond

◎日程の追加

○議長(大澤金作議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、議案第48号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。

 \Diamond

◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤金作議員) 追加日程第1、議案第48号 令和4年度皆野町一般会計補正予算(第6号)を議 題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴崎 勉) 議案第48号 令和4年度皆野町一般会計補正予算(第6号)について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) みらい創造課長に議案内容の説明を求めます。

みらい創造課長。

〔みらい創造課長 嶋田政則登壇〕

○みらい創造課長(嶋田政則) 議案第48号 令和4年度皆野町一般会計補正予算(第6号)につきまして、

内容のご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万7,000円を減額し、総額を48億4,330万5,000円とするものでございます。

第2条から第4条までは、それぞれ繰越明許費、債務負担行為の補正、地方債の補正について定めたものでございます。

2ページから4ページまでが、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

5ページをお開きください。第2表、繰越明許費は、新学校給食センター(仮称)建設基本計画策定業務委託について、令和5年度への繰越しを定めるものでございます。

第3表、債務負担行為補正は、地域活性化起業人事業及び戸籍総合システムクラウド機器更新業務について、期間及び限度額を定めたものでございます。

6ページを御覧ください。第4表、地方債補正は過疎対策事業債について、借入限度額を7,400万円と 定めるものでございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。予算に関する説明書3ページをお開きください。歳入の主なものからご説明申し上げます。1段目、款1町税、項1町民税、目1個人、所得割1,305万2,000円の増額は、個人所得の増加に伴うものでございます。

2段目、項2固定資産税、目1固定資産税、償却資産943万2,000円の増額は、事業所等における設備投資の増加に伴うものでございます。

4ページをお開きください。1段目、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7総務費国庫補助金、通知カード・個人番号カード関連事務費国庫補助金121万1,000円の追加は、マイナンバーカード交付の事務費に対する補助金を受け入れるものでございます。

下から2段目、款18寄附金、項1寄附金、目3民生費寄附金53万5,000円の追加は、高齢者福祉向上の目的のための寄附として皆野町長生歌謡クラブから受け入れたものでございます。

最下段、款19繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金1億263万円の減額は、過疎対策事業 債の借入れ等に伴う財源の振替によるものでございます。

5ページを御覧ください。最下段、款22町債、項1町債、目9土木債及び目12農林債、過疎対策事業(ハード事業)の合計7,400万円の追加は、町道及び林道の工事費等に充当するため、過疎対策事業債を借り入れるものでございます。

6 ページをお開きください。歳出の主なものについてご説明申し上げます。なお、各費目において電気料や燃料費の増額がございますが、これはエネルギー価格高騰の影響を受け、各施設の予算が不足することから補正しているものでございます。

2段目、款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節18負担金、補助及び交付金、地域活性化起業人負担金140万円の追加は、町のデジタルトランスフォーメーション推進のため、民間企業から1名の派遣を受け入れるものでございます。なお、受入れ期間を令和5年1月から6月までとするため、本補正予算において債務負担行為の設定を行っております。

7ページを御覧ください。上段、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節1報酬103万4,000円、節4共済費15万2,000円、節8旅費6万円の合計124万6,000円の追加は、マイナンバーカードの交付事務やマイナポイント付与サポート等を行う会計年度任用職員を3名採用するものでございます。

下段、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金、障害児給付費等負担金880万3,000円の減額は、放課後デイサービス等の利用者数が見込みより少なかったことによるものでございます。

8ページをお開きください。2段目、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節22償還金、利子及び割引料、子育て世帯への臨時特別給付金国庫補助金過年度返還金404万8,000円の増額は、令和3年度に実施した事業に係る国庫補助金の精算に伴う過年度返還金でございます。

9ページを御覧ください。2段目、款6農林水産業費、項2林業費、目1林業振興費、節12委託料の3つ目、森林所有者等調査業務委託料242万円の皆減及びその下、インフラ施設周辺森林整備業務委託料235万8,000円の増額は、事業の優先度を考慮し、森林所有者等調査業務を見送り、町道金沢1号線周辺の森林整備を行うため、事業費を振り替えるものでございます。

3段目、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、節18負担金、補助及び交付金、がんばる中小企業 者応援補助金250万円の増額は、申請見込みの増加によるものでございます。

11ページをお開きください。款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節14工事請負費の2つ目、 国神小学校校舎手洗い場自動水栓設置工事費368万5,000円の皆減は、令和5年度に予定している給水管更 新工事と併せて実施するため、事業を見送るものでございます。

その下、三沢小学校校舎手洗い場自動水栓設置工事費132万円の増額は、物価高騰の影響により材料費等に不足が生じるため補正するものでございます。

12ページをお開きください。最下段、項6保健体育費、目2学校給食費、節12委託料、新学校給食センター(仮称)建設工事設計業務委託料2,200万円の皆減は、建設スケジュール見直しにより、本年度中の業務執行を見送るものでございます。

その下、新学校給食センター(仮称)建設基本計画策定業務委託料496万1,000円の追加は、施設の規模や方針等を示す建設基本計画について業務を委託するものでございます。なお、本事業につきましては、繰越明許費の設定を行い、令和5年度の事業完了を見込んでおります。

14ページからが給与費明細書、19ページが債務負担行為に関する調書、20ページが地方債に関する調書です。

以上で、令和4年度皆野町一般会計補正予算(第6号)の説明といたします。

- ○議長(大澤金作議員) これより本案に対する質疑を行います。
 - 6番、常山知子議員。
- ○6番(常山知子議員) まず最初に、6ページの款総務費の節負補交の地域活性化起業人負担金140万円 のもう少し詳しく内容を教えてください。そして、これをなぜ債務負担行為にしたのか、説明をお願いします。

それから、8ページ、款4衛生費、目2予防費、これすみません。また関連質問なのですけれども、実は町民の方からこの数年、帯状疱疹を患う人が多くなった。帯状疱疹になると痛みを伴い、最初はその病気に気づきにくい。テレビなどによりますと、予防注射があると聞くが、高額な予防注射だということです。その予防注射をやれば、99%かからないと言われているそうですが、その辺の状況が分かりましたら教えてください。

その関連質問のもう一つなのですけれども、コロナの感染状況、今皆野町の感染状況が全く分からない と町民の方が言われています。増えているのか。増えているのだと思うのですけれども、減少傾向なのか、 何かの形で知らせてほしいと、そういうことを言っております。町で分からないのならどうすれば分かるのか。それによって気をつけなければという、そういう対応とか、身構えとか、少しはできるのではないか。そういう気持ちの持ちようが違ってくる。そういうことを言っておりますので、ぜひその点よろしくお願いします。

それから、9ページの款6農林水産業費のインフラ施設周辺森林整備業務委託料の235万8,000円については、場所は分かりました。この件については、最初町道国神1号線で森林整備をやっていただきまして、大変きれいになりました。地権者の方も助かったということを言っておりますので、本当にこれから次の金沢地域、また違うところと優先順位の順に事業をやっていっていただきたいと思います。

○議長(大澤金作議員) みらい創造課長。

以上です。

○みらい創造課長(嶋田政則) 6番、常山知子議員からのご質問にお答えいたします。

地域活性化起業人制度についての詳しい内容をということでございます。地域活性化起業人制度は、地方公共団体が 3 大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れることによって、そのノウハウや知見を生かしながら、町独自の魅力や地域活性化を図る取組に関して、特別交付税の措置がなされるものでございます。地域おこし協力隊の企業の社員版とでも申しましょうか。期間としましては、6 か月から 3 年の間で設定ができるものでございまして、今回皆野町のほうで計画をしてございますのが、企業といたしましては合同会社 D MM F ットコム、テレビ C M等でも目にかかる会社でございますけれども、この D MM F ットコムから社員 1 名を受け入れるものでございます。なお、受入れ期間の関係で、令和 5 年の 1 月から 6 月までの半年間ということで協定を締結させていただきます。そうしますと、1 月から 3 月までの間が令和 4 年度、4 月から 6 月までの間は令和 5 年度にまたがりますので、今回債務負担行為を設定させていただいたものでございます。

なお、派遣社員に対する負担金の金額ですけれども、特別交付税のほうで措置される上限金額が年間で560万円でございます。これの3か月分として本補正予算におきまして140万円、それから残りの3か月分として令和5年度当初予算で140万円を措置させていただくものでございます。なお、本事業で推進する事業といたしましては、町のデジタル化の推進、庁内庁外含めてのDX推進のサポート、それから町の情報発信を含めましたコミュニケーションツール等の導入、また町のシティーコンセプト等PRの面、こういった形でDMMドットコムの得意とする分野での活用を計画しておるものでございます。

以上です。

- ○議長(大澤金作議員) 健康こども課長。
- ○健康こども課長(梅津順子) 6番、常山知子議員からの質問にお答えいたします。

帯状疱疹の予防接種についてですが、現在県内では5つの市町で実施しております。具体的には、鴻巣市、桶川市、北本市、伊奈町、美里町で実施しております。令和5年度から坂戸市で帯状疱疹ワクチンの予防接種の補助を実施する予定とのことです。実施していない市町村の今後の予定ですが、実施する予定がないと回答した自治体は15で、それ以外の自治体は未定との回答でした。皆野町におきましても、秩父地域全体としまして帯状疱疹のワクチンの補助について現在検討しているところでございます。

それと、コロナの現在の感染状況ですが、埼玉県のホームページから見ていただきますと、全員の感染状況は分かりませんが、本人が陽性登録した方ですとか、医療機関から陽性の連絡が上がっている方については人数について確認することができます。現時点で福祉課のほうに自宅療養で連絡があった方の人数

ですと、毎日10人程度の方から自宅療養者の物資の支援の連絡が来ております。今現在例えば秩父夜祭り以降に急激に増加しているか等につきましては、10人前後で横ばいの状態が続いております。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 6番、常山知子議員。
- ○6番(常山知子議員) 最初の地域活性化起業人については、内容とどんなことをするのかということが 分かりまして、了解しました。

次の今説明がありました帯状疱疹なのですけれども、本当に痛みがあって、そして最初は気がつかないわけです。そういう中で、今秩父地域では検討しているということなのですけれども、ぜひ少しでも補助制度をつくっていただいて、そのワクチンをやれば帯状疱疹になりにくい、99%がかからないと言われているので、ぜひその点検討していただきたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

それから、あとコロナの感染状況なのですけれども、ほかの埼玉新聞とか東京新聞とか、いろんな新聞に感染状況が出ている。一覧表が出ているのがあるのですけれども、みんな数字が違っているのです。多い新聞もあれば、こんな少ないのかなと、少ない数字が載っている新聞もあるので、どれを信じるというか、どんな状況なのかが本当に分からないと。そういうことを何人もの方から言われております。どうにかして町の状況を、それは本当にその人のあれにもよりますけれども、知らせていくというのはできないものなのでしょうか。増えているとか減っているとか、そういう状況だけでも。難しいですね。どうですか。

- ○議長(大澤金作議員) 健康こども課長。
- ○健康こども課長(梅津順子) 感染者数につきましては、町民の方皆さんにとなりますと、周知の方法がホームページに人数を載せるぐらい。その人数も全ての方ではなくて、それこそ県に陽性者登録をされた方の人数について、町のホームページに載せるぐらいの方法しかないかと思いますが。それでよろしければ、その方法を考えます。
- ○議長(大澤金作議員) 6番、常山知子議員。
- ○6番(常山知子議員) ぜひ何とかそういう感じでもいいですから載せていただいて、それを見た方が安 心できればいいかなと私は思いますので、よろしくお願いします。 以上です。
- ○議長(大澤金作議員) 他に質疑はございませんか。

7番、若林光雄議員。

○7番(若林光雄議員) 1点お聞きしたいと思います。

12ページ、款10項6目2学校給食費の節12委託料、新学校給食センター設計委託料2,200万円の減額についてでございます。先ほど来一般質問の中で宮原議員、また内海議員から質問もされまして、進捗状況、また予算の組替え、そして建設予定地をお聞きしたわけですが、重複するかもしれませんが、よろしくお願いしたいと思います。

新学校給食センターにおきましては、本年度の予算書で建築年数が42年経過して、老朽化が進んでいると。文部科学省に定める学校給食衛生管理基準や厚生労働省が定める大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守して建て替えを実施するということで予算書は執行されたわけでございます。そして、令和4年度に設計業務を実施して、令和6年度には稼働を目指すとして準備してきたわけですが、今回この新学校給食センター建設工事設計委託料が減額されております。この減額に至る経過とその理由、またその後今回予

算の組替えで建設基本計画策定業務委託料約500万円が計上されております。その内容と今後の稼働時期、いつ稼働できるのか、その辺の時期もお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(大澤金作議員) 教育次長。
- ○教育次長(三橋博臣) 7番、若林議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、当初予算で計上しておりました設計業務委託料の減額に至った経過、理由でございます。これは午前中の一般質問の答弁ともかぶることがあるかと思いますが、申し上げます。本年度当初の予定では、用地の確保と併せて、町の教育委員会事務局におきまして基本計画を策定し、それを基に概略設計の業者選定、関連する測量等に進む予定でおりました。しかしながら、事務局で作成しておりました基本計画のうち、理念の部分はある程度策定はできましたけれども、具体的な設備の詳細や、それに伴う必要な建築物の面積、構造、そういった専門的な知見が必要な部分についてはなかなか進捗が思うようにいかなかったという事実がございます。そこで、給食センター、大きな事業でございますので、こちらをできるだけ早く確実に事業を進捗させるためには、その建築あるいは設備の部分について専門事業者に委託をせざるを得ないという判断に至ったわけでございます。したがいまして、今年度中に概略設計の業者選定をして、契約をするということは見送りまして、改めてその設計事業者を選定する前提となる皆野町のあるべき給食センターの姿、そういったものを数値とともに具体化をしていきたいというふうに考えております。

その基本計画の内容でございますけれども、今申し上げました具体的に必要とされる設備、内容、それからそれを収める建物の面積、構造、そういったもの、また併せてそういったものが明らかになってくると、これまで給食センターの用地としては狭小である、狭過ぎてとても建たないだろうという見込みで候補地とすることを見送ってきた町有地をはじめとする土地もございます。そういったところへの建設可能性についても併せて検討したいというふうに考えております。とはいえ、給食センターの建設を始めたのは、現行の給食センターが老朽化なり、衛生基準に合致していない、そういったいわゆるせっぱ詰まった状況があるからでございまして、できるだけ早い稼働を目指したいと思っております。ですので、基本計画の中では、例えば従来どおりの設計を行って工事の入札をしてというやり方が本当に早いのか、あるいは設計と建築を一括で発注するような方法が工期が早いのかということも専門業者によって判定というのでしょうか、検討していただきながら、できるだけ早期の稼働を目指したいというふうに考えております。そうした工法によっても、また竣工の時期が前後してくると考えられますので、今現時点で明確な稼働の時期についてはお答え申し上げることはできませんが、できるだけ早いやり方を考えたいと思っております。

以上です。

- ○議長(大澤金作議員) 7番、若林光雄議員。
- ○7番(若林光雄議員) 9月の定例会において、常山議員から用地についての質問もございました。そのとき町長、副町長の確認をいただいて、不動産鑑定業務にかけておりますと、決定しておりますと言われました。この用地交渉を進める答弁がそのようにございましたが、候補地と、またその用地交渉の進捗状況、また場所等、先ほどの一般質問の中では場所等も明確には出なかったのですけれども、候補の一つでもあったらば教えていただけたらと思いますが。よろしくお願いします。
- ○議長(大澤金作議員) 教育次長。
- ○教育次長(三橋博臣) 若林議員の再質問にお答え申し上げます。

用地でございますけれども、当初予定しておりまして不動産鑑定をかけた、場所につきましては現在の

給食センターの隣接の土地でございます。こちらにつきましては、都市計画法上の用途地域が準工業地域になっております。また、民家が少ないこと、またもともと給食センターの隣地ということで、新しい施設を造る際、近隣の住民のご理解もいただきやすいのではないかといった理由、また面積についてはかなり広いところで余裕を持って建設ができる、また役場にも近いこともありますので、きちんとした駐車場を用意できれば、町で行うイベントの際の駐車場としての活用も見込めるなどの理由もございまして、そこを第一の候補としております。それについては現在も同様でございますが、先ほども申し上げたとおり、やはり専門事業者に委託をして、これまで候補にならなかったようなところにも建設可能性を探っていきたいということで9月の議会以降なってまいりましたので、地権者の方には声をかけて、やっぱり違うところになりましたというのもまた失礼な話でございますので、基本計画で建設可能地を当たっていく中で、再度決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(大澤金作議員) 7番、若林光雄議員。
- ○7番(若林光雄議員) ここで町長にお聞きすべきですが、当初からこの関係についてはみらい創造課、 副町長の担当でもあった関係で副町長にお聞きしたいわけですが、この給食センターの設計業務の減額、 それに伴う稼働時期、また稼働時期も分からない。そしてまた、当初の予算の措置でいきますと大変老朽 化していて、設備もいろいろ修繕等もかかるのでということもあっての進捗の計画だったと思います。こ んなような段階で変更がやむなくなって、それでまた稼働の時期も早期にやるとはいえども時期分からず ということで、ちょっと不安な面もするわけでございます。これが、今の給食センターでメンテナンスを 行いながらの稼働でこのままやっていけるのかどうか、不安を持つわけですが、どのようにお考えか、副 町長にお考えをお聞きしたいと思います。
- ○議長(大澤金作議員) 副町長。
- ○副町長(黒澤栄則) 7番、若林光雄議員からのご質問にお答えをいたします。

まず、給食センターの建設に関しましては、子供たちの食の安全、そしてアレルギー対応等もした給食を早期に提供していこうということで今年度の予算を予算化させていただいているものでございます。これがこのように遅れてしまったことに関しましては、やはり教育委員会としての事務の遂行に大きな問題があったと言わざるを得ないと思っております。また、それも踏まえまして、私どもの進行の管理体制、これにも大変な大きな反省点があるというふうに猛省しております。としましても、今現時点私どもが精いっぱいできるやるべきことというのは、一日も早く給食センターを完成させて、そして安全な給食をお届けするということにまず取り組まなくてはいけないというふうに考えております。

その上で、教育委員会のほうが申し上げたとおり、これは当初に把握していなければいけないことと思いますが、専門的な知識といいましょうか、部分が不足したがために、その基本的な部分が教育委員会自前ではできなかったと。これは当然当初から予見すべきことであったというふうに反省はしておりますが、現時点それに思い至ったということで遅きに失した感はありますけれども、それを踏まえてここは専門の業者に頼らざるを得ないということでございますので、それは早期に来年度の予算を待つということではなく、今年度に予算を計上させていただいて、取組を進めたいとしているものでございます。

また、現状は従来どおり給食センターがまだ稼働していると。それは、センターのほうの職員の努力、 またそこに働いている職員の努力というのはあるかと思いますけれども、そこに何らかの必要な手だてが 必要になれば、必要な対策は講じなければならないというふうに思っております。いずれにしましても、 一日も早く安全な給食がお届けできるように、いま一度気を引き締めて、町側、教育委員会側、しっかり と取組を進めていきたいというふうに思っております。

また、こういった部分は宮原議員からもご指摘があったように、専門的な見地、建設事業等大丈夫なのかというご心配もいただいておりますけれども、これは当面の間はいわゆる建設的な事業に精通しております建設課のほうで今後しっかりチェック機関として機能してもらって、事業を進めていきたいと思っているという部分と、場合によっては機構改革等でそういったものを専門的に扱うような部署、これは早期には難しいかもしれませんが、今後職員定員管理計画等によって人員を増員して、マンパワーを増やしていく中で、しっかりと議論していきたいというふうに思っております。いずれにしましても大きく反省をしまして、これ以降しっかり進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 7番、若林光雄議員。
- ○7番(若林光雄議員) 大変ありがとうございました。

新しい給食センターの稼働までの間、いろいろな方々の努力も必要かと思います。いろいろな形の中で、 執行部からの助言等の中で、安全な給食が子供たちに与えられるようによろしくお願いしたいと思います。 副町長におきましては、事務方のプロでございますので、事業の進捗の状況、給食センターばかりでなく て、他の事業もそうなのですが、進捗状況を常に把握して町政を執行していただく必要があろうかと思い ます。今後職員への積極的な指導を期待いたしまして、質問を終わりにします。ありがとうございました。

- ○議長(大澤金作議員) 他に質疑はございませんか。
 - 3番、大塚鉄也議員。
- ○3番(大塚鉄也議員) まず、7ページの社会福祉関係で、さきの放課後デイ等の利用者が少なくと、ちょっと耳に入らなかったのですが、もう少し詳しく教えてください。

次、9ページ、がんばる中小企業の応援資金、これも具体的な説明をお願いします。

- ○議長(大澤金作議員) 福祉課長。
- ○福祉課長(橋本賢伸) 3番、大塚鉄也議員のご質問にお答えいたします。

予算書7ページ、款3民生費、節18負補交で障害児給付費等負担金880万3,000円の減額でございますけれども、こちら当初予算で見積りをしていた内容で放課後等デイサービスの利用者年間216人、支給決定18人で12か月分というようなことで3,240万円を見込んでございました。実際支給決定15名で年間の利用が183人、2,420万円ということで、この差が800万円程度、これによりましてこのタイミングで減額ということにいたしました。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 産業観光課長。
- ○産業観光課長(新井敏文) 3番、大塚議員さんからのご質問にお答えをいたします。

9ページ、款7のがんばる中小企業応援補助金250万円の増額の内訳でございます。この補助金につきましては、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を充当した事業として実施するものでございます。事業内容といたしますと、コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対しまして、生産性の向上や販路拡大など、新たな事業に取り組む経費の一部に対して補助金を支出するというものでございます。当初は500万円の事業費を見込んでおりまして、現在までの申請状況ですけれども、事前相談も含めまして19件来でおります。これらを踏まえますと、約500万円程度の補助金が今現在見込まれているところで

ございまして、まだ申請期間等もあることから、今後 5 件程度の追加見込みの250万円を増額計上するというものでございます。

以上です。

○議長(大澤金作議員) 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番(内海勝男議員) 3ページ、町民税の所得割の関係です。

個人所得の増加ということで説明があったのですが、1,300万円ちょっとですか。この要因といいますか、当初予算の編成時に厳しく見積もった関係なのか、この要因についてお聞きしたいと思います。

それと、固定資産税の償却資産の関係なのですが、企業等の設備投資に伴うものということなのですが、 やぼな質問になるかも分からないのですが、サテライトオフィスの進出企業の町からも補助を出している わけなのですが、ここのCOLBIOさんにもう既に真空乾燥機等の設備投資だと思うのですが、1,400万 円ぐらい支出しているかと思うのですが、COLBIOさんの所在地はもう町外ですから、その辺の関係 というのはどうなのか、分かりましたら。やぼな質問になるかと思いますが、お聞きしたいと思います。

それと、5ページの町債の関係です。6ページの地方債の補正というところで、過疎対策事業債ということで7,400万円ですか。皆野町としてはこの過疎対策事業債、初めて起債することになろうかと思うのですが、そこでまずこの土木債として過疎対策事業、ハード事業ということで6,400万円、農林債として過疎対策事業ということで1,000万円の起債になろうかと思うのですが、これの歳出である充当先等、分かりましたらお聞きしたいと思いますし、併せて基金繰入金、財政調整基金繰入金1億263万円ですか、これの減額補正であります。説明によりますと、過疎対策事業債を発行した関係で財政調整基金については減額補正したという説明だったと思うのですが、どうしてこういう形を取ったのか、お聞きしたいと思います。

- ○議長(大澤金作議員) みらい創造課長。
- ○みらい創造課長(嶋田政則) 11番、内海勝男議員からのご質問にお答えいたします。

過疎対策事業債の充当事業でございますが、まず過疎対策事業の土木債6,400万円でございますが、こちらは町道三沢3号線地滑り対策工事の2,500万円、先に申し上げますと、これについては今回の補正予算で事業費を計上したものではございませんで、当初予算におきまして既に事業費が計上されているもの、一般財源で事業を計画していたものにつきまして、過疎計画のほうを可決いただきましたので、有利な財源として過疎対策事業債を振り替えて充当するものになってございます。その上で、事業名をもう一度申し上げます。土木債におきましては、町道三沢3号線地滑り対策工事に2,500万円、町道国神115号線道路改良工事に1,100万円、町道日野沢34号線道路改良工事に1,400万円、町道三沢54号線道路改良工事に1,400万円、こちらを過疎債を充当するものでございます。

続いて、農林債でございますが、こちらは林道雨乞曽根坂線林道改良工事1,000万円、こちらに充当するものでございます。

続いて、財政調整基金繰入金の減額との関係でございますが、今回財政調整基金の繰入金の減額を行った理由といたしますと、一般財源財政調整基金の繰入れで対応しておりました道路工事費の財源としての7,400万円が、有利な起債といたしまして過疎対策事業債に振り替えたことによるものでございます。過疎対策事業債は、充当率100%でございまして、その70%、元利償還金の70%が後の普通交付税の基準財政需要額に算入されるものでございます。したがいまして、一般財源で実施するよりも後の交付税算入が

見込まれるという点で有利なものでございます。そういったことから、今回事業を選定いたしまして、振り替えたものでございます。

それに加えまして、今回の学校給食費の設計業務の委託の事業費の減額、それから町税等の歳入の増額、 これらが複合的に合わさりまして、1億円事業の取崩しの減額ということになったものでございます。 以上でございます。



◎会議時間の延長

○議長(大澤金作議員) 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

- ○議長(大澤金作議員) 税務課長。
- ○税務課長(太幡和也) 11番、内海議員からのご質問にお答えいたします。

予算書3ページ、項1町民税、目1個人、所得割の増加についてでございます。10月時点での調定実績によりまして増額が見込まれますので、今回増額の補正をするものでございます。当初新型コロナウイルスによります社会経済状況への影響がありましたので、当初の予算では厳しい見込みで積算しておりましたが、当初予算の見込みを上回ってきているものと考えております。

同じように固定資産税の償却資産につきましても、当初の見込みでは厳しいもので積算しておりましたが、予算につきましては当初の見込みを上回ってきているものでございます。なお、償却資産につきましては、企業の申請に基づき課税をしているものでございますけれども、ご質問ございましたサテライトオフィスの課税につきましては、手元に資料がございませんが、全体として943万2,000円の増加ということで今回補正をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 11番、内海勝男議員。
- ○11番(内海勝男議員) 償却資産の関係なのですが、これはCOLBIOさんの関係というふうに捉えていいのですか。進出企業の関係で。
- ○議長(大澤金作議員) 税務課長。
- ○税務課長(太幡和也) 今回の増加につきましては、サテライトオフィスということでもなく、全体としてこの額が増加したというものでございます。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 11番、内海勝男議員。
- ○11番(内海勝男議員) 財政調整基金の減額補正の関係なのですが、当初は財政調整基金から繰り入れてということで予算を組んだと思うのです。ただ、過疎債についても3割が持ち出しになるかと思うのですが、みらい創造課長の答弁だというと、過疎債は有利だからこういう形を取ったということなのですが、その辺はどうなのでしょうか。財政調整基金を使うのだったら、あえて過疎債を発行しなくてもよろしいのではないかなと私は思うのですが。その辺の考え方。

- ○議長(大澤金作議員) みらい創造課長。
- ○みらい創造課長(嶋田政則) 11番、内海勝男議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、もともと財源として財政調整基金の繰入れで足りていたと申しますか、見込んでいたものでございますので、わざわざ振り替える必要はないのではないかというご意見でございますけれども、やはり過疎対策事業債、過疎計画の際に申し上げましたけれども、こういった指定された地域にある意味国のほうで有利な制度として活用ができるものでございますので、やはりそれは積極的に活用していきたいと考えております。また、そういった中でもやみくもに、やはり借金ではございますので、1億円でも2億円でもということで起債をすればいいというものではないと考えております。ある程度耐用年数、道路の工事でございますれば、長い期間町民が恩恵を受ける施設ということになっておりますので、そういった部分で今回1,000万円以上の工事費のものをある程度選ばせていただいたわけなのですが、何でもかんでもということではございませんけれども、ある程度取捨選択をしながら、有利な財源も活用しながら、今後も財政運営をしていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(大澤金作議員) 11番、内海勝男議員。
- ○11番(内海勝男議員) ありがとうございました。
- ○議長(大澤金作議員) 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) これをもって質疑を終結します。 続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。 暫時休憩します。

休憩 午後 4時46分

再開 午後 5時00分

○議長(大澤金作議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

 \triangle

◎議案第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤金作議員) 追加日程第2、議案第49号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算(第

2号)を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴崎 勉) 議案第49号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、 提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定によりこの案を提出するものです。 ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) 副町長に議案内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 黒澤栄則登壇〕

〇副町長(黒澤栄則) 議案第49号 令和4年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、内容のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万2,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ12億4,159万1,000円とするものでございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。予算に関する説明書の3ページをお開きください。歳入でございます。上段、款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金15万7,000円の増額は、歳出、審査支払手数料の増額に伴うものでございます。

中段、款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金30万円の減額は、歳出、扶養手当の減額によるものでございます。

下段、款9諸収入、項3雑入、目5退職被保険者等返納金1,000円の追加は、今年度になって返納が確定となったものによるものでございます。

4ページをお開きください。歳出でございます。上段、款1総務費は、扶養手当の減額による補正でございます。

中段、款2保険給付費については、審査支払手数料15万7,000円の増額補正でございます。

下段、説明欄の予備費の1,000円は、剰余金額を計上するものでございます。

5ページからが給与費明細書でございます。

以上、議案第49号の説明とさせていただきます。

○議長(大澤金作議員) これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

- \diamond -----

◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤金作議員) 追加日程第3、議案第50号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴崎 勉) 議案第50号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、 提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定によりこの案を提出するものです。 ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) 副町長に議案内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 黒澤栄則登壇〕

○副町長(黒澤栄則) 議案第50号 令和4年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきまして、内容のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ154万7,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1億4,459万円とするものでございます。

水色の仕切りの次からが予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。 3 ページをお開きください。歳入でございます。款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 2 保険基盤安定繰入金154万7,000円の減額は、県の交付決定によるものです。

4ページをお開きください。歳出でございます。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者 医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金154万7,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の 交付決定に伴うものでございます。

以上、議案第50号の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

◎同意第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤金作議員) 追加日程第4、同意第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を 求める件を議題といたします。

- \Diamond -----

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

〇町長(柴﨑 勉) 同意第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上 げます。

固定資産評価審査委員会委員の宮原本法氏の任期が令和4年12月22日をもって満了することから、続けて選任したいので、ご同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより同意第18号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、同意第18号は同意することに決定しました。

 \Diamond

◎同意第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤金作議員) 追加日程第5、同意第19号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件 を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴﨑 勉登壇〕

○町長(柴崎 勉) 同意第19号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。 人権擁護委員、小宮浩子氏の任期が令和5年6月30日をもって満了となります。つきましては、後任に 新任の髙橋京子氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、ご同意をいただきますようお 願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。 ○議長(大澤金作議員) これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより同意第19号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、同意第19号は同意することに決定いたしました。

 $- \diamond -$

◎議員提出議案の報告及び上程

○議長(大澤金作議員) 追加日程第6、議員提出議案の報告及び上程を行います。

今回提出の議員提出議案は、発議第5号の1議案です。

◎発議第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長(大澤金作議員) 追加日程第7、発議第5号 皆野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定に ついてを議題といたします。

発議第5号を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長(大澤金作議員) 提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、常山知子議員。

[6番 常山知子議員登壇]

○6番(常山知子議員) 6番、常山知子です。提案内容の説明をいたします。

発議第5号 皆野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案内容の説明を行います。 本条例の制定は、個人情報の保護に関する法律の改正により、地方議会の保有する個人情報に関して定義 や取扱いを規定する条例の制定が必要となりました。個人情報の漏えい事件が数多く報道される中、皆野 町議会としてもそのような個人の権利、利益を害することがないよう、この条例案を提出いたします。

条例の施行期日につきましては、来年度の4月1日としております。

議員皆様のご賛同をいただきまして、発議第5号を可決いただきますようお願いを申し上げて、提案理 由の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 質疑なしと認めます。 続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 討論なしと認めます。

これより発議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

 \Diamond

◎総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑

○議長(大澤金作議員) 追加日程第8、総務教育厚生常任委員会委員長報告を行います。

総務教育厚生常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。委員長に補足説明がありましたらお願いをいたします。 6番、常山知子議員。

〔総務教育厚生常任委員長 常山知子議員登壇〕

○総務教育厚生常任委員長(常山知子議員) 6番、常山です。総務教育厚生常任委員会から委員長報告を 行います。

令和4年10月19日水曜日から20日木曜日に総務教育厚生常任委員会と産業建設常任委員会の合同研修を 行いました。参加者は、議員全員と、執行部から宮原参事兼建設課長と山田総務課副課長、随行として吉 岡議会事務局長の計15名です。

研修先は、宮城県気仙沼市の東日本大震災の遺構・伝承館と塩釜水産物仲卸市場、そして福島県の大内 宿です。私は、19日に行った宮城県気仙沼の伝承館について、簡単に報告いたします。

現在東北各県では、東日本大震災の遺構や伝承館が造られ、津波の恐ろしさや教訓を伝えていく活動が行われています。視察内容としては、防災意識の啓発と復興などですが、この気仙沼の伝承館も将来にわたり復興の記憶と教訓を伝え、警鐘を鳴らし続ける目に見えるあかしとして、気仙沼向洋高校旧校舎が当時のまま保存されています。気仙沼は、いつも津波を想定して避難訓練をしてきました。しかし、避難していた場所まで津波が押し寄せ、想定外の津波で多くの命が奪われましたと説明がありました。災害は、いつやってくるか分かりません。私たちの町においても、起こり得る災害を常に想定し、どうしたら被害を最小限に防ぐことができるか、準備をしておくことが求められます。

詳細につきましては、議長への報告書のとおりです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長(大澤金作議員) これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 以上で質疑を終結し、総務教育厚生常任委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

以上で総務教育厚生常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。

 \Diamond

◎産業建設常任委員会委員長報告、質疑

○議長(大澤金作議員) 追加日程第9、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

産業建設常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。委員長に補足説明がありましたらお願いいたします。

4番、林太平議員。

〔産業建設常任委員長 林 太平議員登壇〕

○産業建設常任委員長(林 太平議員) 4番、林太平です。産業建設常任委員会からの報告をいたします。 先ほど総務教育厚生常任委員長から報告があったとおり、令和4年10月19、20日で合同で研修を行って まいりました。産業建設につきましては、10月20日木曜日の塩釜水産物仲卸市場と大内宿の視察について ご報告いたします。

まず最初に、塩釜水産物仲卸市場につきましては、1965年に設立した塩釜水産物仲卸市場、2020年で55年目を迎えました。創立当時には367店舗が軒を連ね、多くの事業者とお客様で活気があふれていましたが、2011年東日本大震災を経て147店舗、そして2020年には93店舗となっています。今ここで抱える問題につきましては、やっぱり高齢化、後継者問題が大変だということであります。詳細につきましては、配付してあるところをご参照ください。

大内宿の研修につきましては、景観を保つために地域のコミュニティーを大切にしてやっているということです。やっぱり一番肝腎なのは地域のものを「売らない、貸さない、壊さない」、この3原則を守りながら助け合ってやっているということでありました。研修日は、平日にもかかわらず、多くの観光客などで大内宿を訪れていて、住民により「売らない、貸さない、壊さない」の3原則が守られていて、景観保全、伝統の継承、観光がうまくいっていると感じました。皆野町につきましても、後継者問題が大変だと思いますけれども、これを参考にしていろいろやっていただければと思います。

報告を終わります。

○議長(大澤金作議員) これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 以上で質疑を終結し、産業建設常任委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、 これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

以上で産業建設常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。



◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長(大澤金作議員) 追加日程第10、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申出のと おり決定いたしました。

- 🔷 -

◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長(大澤金作議員) 追加日程第11、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。 お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継 続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員長の申出のとおり決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長(大澤金作議員) 追加日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。 お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継 続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申出のとおり決定いたしました。

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長(大澤金作議員) ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適当あるいは不備な点がございましたら、 議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。 よって、そのように処理をさせていただきます。

◎閉会について

○議長(大澤金作議員) お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大澤金作議員) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

 \Diamond

◎閉会の宣告

○議長(大澤金作議員) これで本日の会議を閉じます。 令和4年第4回皆野町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 5時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。 令和4年 月 日

> 長 大 金 作 議 澤 署 名 議 員 宮 原 睦 夫 広 署 名 議 員 黒 澤 治